

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 5 日)
(第 28 号)

平成28年

三重県議会定例会会議録

第28号

○平成28年12月5日（月曜日）

議事日程（第28号）

平成28年12月5日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 諮問第1号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 諮問第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健年
32	番	中嶋	規介
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	長田	隆尚
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志

39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
欠席議員	2名		
15	番	吉 川	新
36	番	舘	直 人
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)		原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)		榎 屋	真
書 記 (企画法務課長)		佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		西 塔	裕 行
書 記 (議事課主査)		松 本	昇
書 記 (議事課主査)		黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		鈴 木	英 敬
副 知 事		石 垣	英 一

副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監	稲 垣 清 文
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	田 中 功
地域連携部長	服 部 浩
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	水 島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村 上 亘
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	城 本 曉
教育委員会委員長	森 脇 健 夫
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降 簾 道 男
青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月25日、総務地域連携常任委員会に付託いたしました諮問第1号について、審査報告書が総務地域連携常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
諮問 1	諮問について

本委員会において、上記の諮問を審査の結果、下記のとおり答申すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

本件は、異議申立てを棄却すべきである。

平成28年11月25日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 大久保 孝栄

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 廣 耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣 耕太郎） おはようございます。新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

私ごとで恐縮ですが、実は先週、ようやく初孫が生まれました。ようやくといいますか、なかなか遅れておりまして、ようこそこの世へという感じで、本当にかわいい孫でございます。ようやく私もおじいさんにならせていただいたわけでございますが、私、54歳になりました。54歳でおじいさんという、遅いのか早いのか、ちょっと微妙なところではございますが、サザエさんの家族でいえば波平さんと同じ54歳ですので、こんなものかなという感じはいたしております。

私、54歳になっておじいさんになったんですが、実は昨日、お伊勢さんマラソンで、21キロメートルのハーフマラソン、走ってまいりました。21キロメートルですので、嫌で、じゃなくて楽しく、伊勢の市民の方々とふれあいながらすばらしい時間を過ごさせていただきました。来年はもうやめようかなと思うんですが、行く行くは孫と一緒にマラソンを走ればというふうに思っております。

その孫から将来は、おじいさんのおかげで安全な、安心なまちに暮らさせてもらっておるといふふうに言われるような、安心・安全なまちづくりに寄

与できるような質問をさせていただきたいというふうに思っております。

安心・安全でございますが、我々は一步外へ出ればいろんな危険があります。車を運転しておっても対向車がちょっとハンドルミスをして正面衝突したらそれで終わりですし、かといって、ずっと家の中におるわけにはいきません。ずっと家におっても災害をこうむるとというのがやっぱり自然災害でございます。

その自然災害ですが、大きく地震と津波、そして風水害というふうに分かれるわけですが、風水害におきましては、台風とか、最近はトルネードといえますか、竜巻というものもあるという話ですが、台風なんかは、天気予報か、そういったもので大体予測ができますし、大体構えというか、備えができるものです。

しかし、地震においては、これは予知ができるのかというと、非常に難しいと、私は思っております。日本政府としましては、1994年から786億5000万円という巨額な研究資金を充てて研究しておるわけですが、にもかかわらず、1995年には阪神・淡路大震災が勃発したわけです。そのほかにも中越地震なんかもあって、結局は、地震が予知できておるかどうかというできていないというのが結果なのかなという感じはいたしております。

東日本大震災におきましては、30年以内に来るであろうというふうな言い方になりますと、ある意味では当たったのかなという気はするんですが、ただ、30年というスパンです。天気予報だったら来週とか明日とかというのはわかりますけれども、30年以内に来るから避難してくださいというわけにはいかないんです。ですから、その予知というのは本当に難しい。

アメリカ人のロバート・ゲラー、私より10歳年上の地震学者といえますか、地質学者なんですが、彼は地震を専門に研究をされておられて、カリフォルニア工科大学ですか、その当時はランキングでは世界一の大学にランクインされたこともあるような、そういった大学で30年以上ずっと研究をされていて、地震が予知できるのかというふうな話をした中では、やっぱり難しいんじゃないかと、彼はこういうふうに言っております。

地震予知学者は、特定の断層において、エネルギーの蓄積と解放が同じ間隔と規模で、周期的に地震が繰り返される、そういう周期説をもとに予測モデルを打ち出していますと。しかし、現実には、自然界のどのような現象が地震につながっているかというのはわかっていないということなんです。その客観的な基準を知ることなく周期説を唱えても無駄であると、無意味であると、こういうふうに言われております。

そして、また、東京大学の古村孝志教授は、これは東京大学地震研究者の方ですが、今の段階では無理でも、近い将来には地震の前兆を捉えることができるかもしれない。前兆すら、捉えられるかもしれないと言っておるんですから、ほとんどこれは難しい、そういうふうには言わざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

こういうことを踏まえまして、ロバート・ゲラーは、地震が予知できますかという質問に対しては、地震は予知できませんというふうにはっきり言っておるわけです。そして、ロバート・ゲラーは、地震を予知することばかりになって不安とか神経質になるよりは、起こった後のことを考えて、的確な行動をとっていくほうが建設的であるというふうに言っておるわけでございます。

そういった意味から、私は今回質問させてもらう中で、やはり巨大地震、そして、その被害が大きくなるのはいろんな悪条件が重なった場合、悪条件が重なる場合、これが被害を甚大なものにしていくと。すなわち、例えば2月の夜中に、普通では三重県では来ないような物すごい寒波が来て、寒い日があって、そこで巨大地震が起こる。よく想定外でしたという言葉があります。想定外というのは、ある想定というのをしているそれ以上という意味ですから、例えば阪神・淡路大震災、直下型地震、それよりも大きな地震を想定しておけば、大は小を兼ねるじゃないですが、それなりに対応できるのではないかと私は思っております。

そういった悪条件を前提にしてのことでございますが、県でもいろんな防災の計画を、地域防災の計画をされていらっしゃると思います。今、三重県

地域防災計画では、自助、公助、共助というふうな、それぞれの対策を育む、推進している、こういうことでございます。

しかし、公助という、限界があるのかなと私は思っております。行政が全ての被災された方に対して支援をしていくことができるかどうかというと、非常に難しい。やっぱり限界があるのかなという感じはいたしております。やはり、まずは自助、自分で自分のことは守るといいますか、用意をしておく。そして共助です。地域です。近くのコミュニティーです。これは、地域のコミュニティで一番小さいのはやっぱり町だと思います。

そういったことを考えた中で、町の中にはどこの町でもそうですが、自主防災隊というのがございます。自主防災隊です。そういった自主防災のことについて私は聞かせていただきたいと思っております。

まず、県として、自主防災組織はどのような組織像を目指しているのか。

また、その実態調査といえますか、自主防災隊というのはどのような活動をされているのかを把握しておられるのかということでございます。

そして、また、前回、知事にお聞きしました。消防団と自主防災隊、このことについてお聞きしましたところ、自主防災隊と消防団の組織の新たな連携をしていくというふうなことも言われておりましたので、ここでその件についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 自主防災組織についての御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まずは自主防災組織の組織像についてでございます。

自主防災組織は、災害対策基本法において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織とされており、市町の責務として、その充実に努めなければならない旨が規定されているところでございます。

こうした災害対策基本法の理念を踏まえ、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づきまして、災害による被害を予防し、軽減するための活動を主体的に進めていただくことが重要であるというふうにご

おります。

次に、自主防災組織の活動状況と課題についてでございます。

県内におきましては、共助の考え方に基きまして、防災マップや避難所運営マニュアルの作成など、地域で活発に活動されておられる自主防災組織等の方々がたくさんおられます。そして、こうした方々の活動状況につきましては、発表していただき、実はみえ地震対策の日、これは12月7日でございますが、次の12月10日にみえ防災大賞として毎年表彰もしておりますところでございます。

一方で、平成27年度に実施をいたしました消防団・自主防災組織実態調査結果から見ますと、何らかの訓練を行っている組織が86.8%ありますが、参加が役員と一部の住民にとどまっている組織が55%と半数を超えている状況でございます。さらに、発災時の災害対策活動に課題があるとしている組織が70.1%でございます。そのうち、自主防災組織単独での活動では限界があるとした組織が70.3%という結果となっております。また、自主防災組織リーダーの平素の活動についても、特に何もしていないや、わからないといったような回答も24.2%と、こういうふうな結果となっております。

これらの結果を踏まえまして、自主防災組織のさらなる活動の活性化や消防団等との連携強化、また、リーダーの人材育成が必要と考えております。このため県におきましては、自主防災組織の活動が活発に展開されますよう、知識と経験を持った防災技術指導員や専門員を派遣いたしまして、防災講話や防災訓練をはじめ、災害図上訓練などの指導、助言を行っているところでございます。

次に、消防団と自主防災組織の連携による新たな取組についてでございます。

県では昨年度から、地域において共助の重要な役割を担う消防団と自主防災組織の連携を進めるために、新たな取組といたしまして、ちから・いのち・きずなプロジェクトに取り組んでいるところでございます。このプロジェクトにおきましては、消防団と自主防災組織を充実強化いたしますと

もに、地域における互いの役割分担を明確にして、それぞれの地域に応じたすき間のない防災体制の構築を目指しているところでもあります。

具体的には、自主防災組織に指導、助言ができる消防団員として自主防災組織アドバイザーを養成いたしますとともに、みえ防災・減災センターにおきまして、自主防災組織リーダー研修を実施しております。こうした取組によりましてそれぞれのスキルアップを図りますとともに、研修の一部を合同で行うなど、実際の連携イメージを抱けるような内容も含めた研修を実施しているところでもあります。

また、平成29年度までの3カ年間で複数のモデル地区を選定いたしまして、消防団と自主防災組織が連携いたしました取組事例を積み上げていくことといたしております。平成27年度は鈴鹿市の稲生地区を、今年度からは伊賀市と尾鷲市を選定いたしましたところでもあります。稲生地区におきましては、タウンウォッチングをもとに防災マップを作成し、災害図上訓練などに活用したり、地区防災訓練で応急救護や消火・放水訓練を行うなどの取組を進めているところでございます。

県といたしましては、今後も自主防災組織の活動の活性化支援と人材育成に努めまして、災害時に地域で主体的に活動いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、消防団と自主防災組織の連携について、モデル地区における取組事例を他の地域にも共有することで県内市町への水平展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

連携につきましては、自主防災組織アドバイザーの人材育成とかいうふうな話もありました。自主防災隊が有効に活動していくためには、育成だけではなく、実際に救助をするときの資機材、そういったものもやっぱり地域に充実をしておかないと、いざ活動をしようと思っても物がないと、助けるす

べがないというふうな形になってしまったら元も子もないと思うんです。そういう意味でも、今、自主防災組織の資機材の整備状況、どういうふうに県として把握していらっしゃるのか。

そして、私は前回の質問でも言わせていただきました。ちょっとさわりですけれども、例えば阪神・淡路大震災のときのような直下型地震、今はどうしても東日本大震災で津波のほうに意識が行っています。しかし、それまでは、阪神・淡路大震災とか中越地震なんかは、直下型地震だったんですね。直下型地震の場合は、当然、家が潰れます。家が潰れて、圧死される方も多い。そういった状況を自分で想像したとき、想定したときに、そういった方々を助けるために、まずジャッキとかバールとかいったものと、あとはチェーンソー、こういったものがやはり必ず必要であると、私は思っております。であるならば、そういったものを、各自主防災隊の倉庫に置いておく基準を、県としてつくるべきでないか、そう思いますし、そういう基準をつくって、足らなければそういった支援も県としてしていくべきじゃないかと思うんですが、そのところの意見をお聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） まず、資機材の保有状況についてでございますが、自主防災組織が保有しております資機材につきまして、平成27年度に消防団・自主防災組織実態調査を行いました。その調査結果によりますと、懐中電灯やヘルメットなどの避難用資機材、これを保有している自主防災組織が70.8%と最も多く、続いて消火器等の消火用資機材、そして、3番目に、今、議員からの御指摘もありましたジャッキ、チェーンソー等の救助用資機材、さらには発電機等の避難用資機材の順となっております。一方で、無線機等の情報伝達用資機材でありますとか、カセットこんろ等の炊き出し用資機材などは余り整備が進んでいないという状況が見えてきております。

資機材の整備基準ということでございますけれども、自主防災組織の資機材の整備基準を画一的に示すということにつきましては、災害の種別も、土砂災害であったり、津波であったり、高潮などの災害、様々な災害の種別がございます。それから、地域も海岸部であったり山間部であったり、そうい

うこともございます。それから、高齢化率とかという社会的な状況、様々な状況が各地域によって異なっていると、こういうような状況がございますので、一律に示すのは困難であるというふうに思っておりますが、国の自主防災組織の手引では、地域の実情や組織の構成等を勘案しながら、市町や消防機関等の指導を受けて地域ごとに十分検討することが必要であるというふうにされておるところであります。

このため、実は、議員の御地元でもあります伊勢市をはじめ、県内の多くの市町では、それぞれの地域の状況に応じまして資機材整備の補助制度を設けられているところでございます。県では一般財団法人自治総合センターが実施する自主防災組織育成事業を活用して、資機材の市町要望を取りまとめて申請を行っておるところでございます。また、消防庁が地域防災リーダー育成事業として平成26年度から実施しております資機材の無償貸付事業についても、県において取りまとめを行っているところであります。

自主防災組織に対する支援につきましては、やはり県と市町の役割分担により進めていくということが必要であるというふうに考えておりまして、資機材整備については市町が中心となって実施していただき、県としては、自主防災活動の活性化でありますとか、それのかなめとなるリーダーの人材育成、それから、専門的な経験や知識を持った職員の派遣による活動の活性化支援ということを中心に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

防災倉庫の中の件につきましてですが、チェーンソーというのが今出てきました。これ、2年前はなかったのかなというふうに思いますが、ちょっといろいろ調査をしましたらありましたけれども、そのほかにも、例えば、いろんなボランティアに行ったときに、要るのは、倉庫の中に何があるかですね。作業するときに必要なものは、例えば革手袋。これは軍手では難しいんです。作業するときには必ず革手袋が要ります。そして、あと、作業するときの靴です。これは、くぎを踏んでも大丈夫なように鉄板の中敷き、これ

がないと作業ができないんです。これは、東日本大震災のとき、私が行ったときに、これは危ないと、そのまま運動靴でくぎを踏んだら、もうその時点で自分がお荷物になってしまう。そういうことでございますので、中に入れるものも一度考えていただいて、県として基準、どれぐらいの人口には最低これだけのものを入れておいてください、そういった基準をぜひ考えていただきたい。確かに、地域別にいろんな考えはあると思いますけれども、人口的に、比率に考えていけば、それはできるんじゃないかなと思いますので、そういうところもよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、救助するときの資機材、意外にやはり大事なものは、食料、そして水でございます。自主防災隊の資機材整備につきましての、まず備蓄、その備蓄についての県の考え方、それと、市や町の備蓄状況、それを把握しておられるのか、お聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） 県や市による公的備蓄についてでございますけれども、本年3月に県では、大規模災害時に物流機能が停止した場合に備えまして、緊急物資の備蓄や調達に関する基本的な方向性を示しました、災害時の緊急物資等に係る備蓄・調達の指針をまとめたところであります。

指針では、災害時の備蓄、調達について、自助、共助の考え方にに基づき、まずは住民の方々に少なくとも3日分の食料と水を備蓄していただくことを基本とし、その備蓄を補完するものとして行政が担う公的備蓄があるという基本的な考え方を示しているところであります。そして、公的備蓄は住民に最も近い基礎自治体である市町が中心となって行っていただくことを基本としつつ、広域調整の役割を担います県は、県外市町間の物資支援調整や民間事業者との協定に基づきます流通備蓄による支援を行うことを基本とするほか、道路寸断等によりまして調達物資を確保できないといった不測の事態に備えるセーフティネットの役割として、発災当初に最低限必要となる物資等の一定量の備蓄に努めるというふうにしております。

なお、県としては、こうした取組に加えまして、県災害対策本部の職員用に食料と水の2日分の備蓄も行っているところでございます。

現在、市町と県で公的備蓄・調達に係る検討会を開催しております。南海トラフ地震発生による被害想定や支援対象者数を踏まえまして、県と市町の役割分担や備蓄数量などについて議論をしているところであります。その基礎資料とするために、市町が現在保有している食料と水の備蓄状況についても調査をしているところでございます。

今後、検討会の中で県と市町の役割分担をより明確にした上で、目標とすべき備蓄数量について議論を深めてまいりたいと考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

検討、検討という話でございますが、具体的に、県として、じゃ、何人分で何日分の食料、水、飲料水、具体的な数量というのはどんなものなんでしょうか。

○防災対策部長（福井敏人） いろいろと想定をしております、南海トラフ地震によります理論上最大で避難者数は47万8000人、そして、過去最大で26万7000人と、こういう状況でございます。それに応じました食料、飲料水の備蓄を勘案すると、例えば食料であると、過去最大ですと288万3600食要ってまいりますし、水であると、1人1日3リットルという計算を仮にして計算いたしますと240万リットルと、こんな数字となっております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 膨大な量になるということはわかりました、288万食とか240万リットルとか。実際、私がお聞きしたいのは、今現在、どれぐらいをどこにどういうふうにして備蓄されているのか、具体的な話をちょっとお聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） 先ほども申し上げたとおり、今、市町の状況とかを調査しているところですので、そういう結果を取りまとめて対策に生かしていきたいというのが現在の状況であります。

県におきましては、広域防災拠点において一定の分を保有している部分も一部ございます。市町におきましては、それぞれの市町の防災倉庫のような

ところで保管しているんですけども、先ほど言ったとおり、どれだけの備蓄をすべきか、あるいはどこへ保管をすべきか、これは、例えば浸水想定区域であったり、なかなかそこは到達しにくい場所にあたりとか、いろんなことがございますので、そうした保管場所も含めて検討をしていこうという、今そういう状況でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） どうも具体的な数字は、かちつとはまったものは、今のところ余りよくわからないということなんですが、ぜひ今後はそういった数量も把握をしていただいて、皆さんが安心できるような、そういうふうな形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私は食料の件についても心配なんですけど、一番思うのはやっぱり水なんです。飲料水、お水です。私、熊本地震のボランティアにも入りました。そこで一番やっぱり言われたのが水なんです。給水車がなかなか来ないとか、水が足りない。そのときに一番パニック状態になったのが、水を我先にということで、みんなタンクを持って走るわけです。そのときには、1人5リットルでお願いしますとって並んでやってもらったという、そういうこともお聞きしております。

やっぱり水があったらある程度大丈夫なのかなというふうに思う部分もあります。私、実はファスティングをしています、四、五年前から。絶食です。これは水だけで暮らすわけなんですけど、四、五年前からやっておるんですけども、最初は3日とか5日ぐらい、水だけで暮らすんです。できるんです。最近では1週間とか10日、水だけで暮らすんです。そんなの、3日したら死んでいくやろうという方もいるんですけど、死にません。生きていますから、私。運動もできますし、3日、5日、10日となってくると、ちょっと走るのが怖いんですけども、できるんです。専門書によると、水だけで1か月間ぐらいは人間は生きられるんです。

ですから、まずは水です。水の確保をしていただきたい。これ、自助の部

分でもあるんですが、1日3リットルと言いました。それを3日間。私が思っているのは、3日間したら国からいろんな救援物資が来るという、そういうような前提なんです。ただ、私が先ほどから前提に言わせてもらったのはとんでもない地震なんです。阪神・淡路大震災よりももっとひどい被害のある地震を想定した場合、当然、橋は崩落して物資は届かない。そういうときに、水の確保、これをどうするかというのが私は一番大事なのかなというふうに思っております。

実は私、30年前の話ですが、沖縄県におりました。沖縄県の家は、皆さん、タンクがあるんです、その当時、貯水タンク。これ、すごいな、何かと最初思って聞きました。これ、何ですかと言ったら、水ですと。これは何日ぐらいいもつんですかと聞いたら、1週間は大丈夫と言うんですね。1週間、普通に生活しておっても3トンです。3トンの水が入る貯水タンクが大体普通の家にあったんです。今はどうかというと、今はもちろん断水が余りなくなりましたので、そんなに貯水タンクは設置していない家が多いんですが、昔はそうでした。

それを考えると、やっぱり貯水タンクといいますか、各家にある程度の、そのタンクも整備するような何かそういった補助的なものができないのかというふうな考えもあります。ただ、そうはいつでも、なかなかお金もかかることだし、難しい。

そこで、私、思ったのが、これでございます。（パネルを示す）これは浄水器です。防災用の、大型といたしましても、1人で運べる、キャスターもついていますので、そういった浄水器です。ここにこういうふうなポンベがあります。これ自体は、1時間で1200リットル、1時間で1200リットル浄水できるんです。ここにもうあと2本つけば、2400リットル、1時間で。だから、先ほど1日1人3リットルと言いました、1時間で2400リットルだったら、800人分が1時間でこれでできてしまうと。話半分でも1時間で400人分です。そういうふうな、浄化する、こういう機械がございます。こういった機械を各市町に置いておけば、とりあえずは安心といたしますか、水の確保

ができるのかなど。これは、淡水以外でもできるかどうかちょっとわかりませんが、海水でもそういった浄水をできるような機械もあると聞いております。ぜひこういったものも常備していただけないのかなというふうに思っております。

それで、あと、こういった防災の資機材なんかを置くスペース、各市町で、いや、そんなスペースありませんという話もあろうかと思えます。そういったときに私が思うのは、少子化が進んできております。学校の教室もかなり空きスペースもあるんじゃないかな。ましてや、私の住んでおる伊勢市沼木地区では中学校も統合になりました。ということは、中学校もあいてくるんです。そういったところを防災のセンターにできないかな、そういうふうにするんですが、あいている教室の有効利用なんかについてお考えがあれば、お聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） 大型の浄水器についてでございますけれども、今、御指摘のとおり、災害時における水の確保というのは極めて重要であるというふうに認識しておりまして、県内の各市町においても備蓄等の対策は進められているところでございます。

災害時の備蓄、調達につきましては、自助、共助の考え方にに基づき、住民による個人備蓄を基本としておりますが、これを補完するものとして、公的備蓄による、ペットボトル等による現物備蓄、そして、民間協定事業者からの調達、これは流通備蓄も含めてでございますが、それから、県外の他の自治体と協定を結んでおりますので、そこからの応急給水による支援などを行うことといたしております。

ライフラインが壊滅的な被害を受ける大規模災害時におきましては、様々な手段による水の確保というのが重要となってまいりますので、浄水器につきましても対策の一つと考えます。

そして、先ほどもお答えをいたしましたとおり、本年10月に設置をいたしました公的備蓄・調達にかかる検討会では、食料と飲料水、水についても市町と検討することになっておりますので、こうした浄水器の活用についても

議論をしてまいりたいと思っております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。ぜひ進めていただくよう、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、先ほどもちょっと言わせてもらいましたが、東日本大震災のときにはやっぱり津波のほうにかなり意識が行ってしまって、内陸部のほうの人たち、子どもたちもそうですけれども、そういった防災意識がちょっと希薄になっているのではないかなという感じがいたします。

そこで、教育委員会としまして、子どもたちへの防災の教育、特に内陸部のほうに、今、どのようにそういった教育をされているのか、そこら辺の考えをお聞かせください。

○教育長（山口千代己） 本県における防災教育についてお答え申し上げます。

東日本大震災の発生を受けまして、県教育委員会では平成23年12月に、三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉を策定し、指針に挙げた主な課題につきまして、県内全ての公立学校の防災教育の取組状況を継続的に把握し、毎年度1年間の振り返りと、取組の推進のために学校防災取組状況調査を実施しているところです。

調査で明らかになった課題について、県防災対策部と連携いたしまして、県教育委員会の課長級職員が市町に出向き、教育委員会、防災担当部局に対しましてヒアリングを行い、課題解決に向けた実践的な取組の実施について、小・中学校への働きかけを要請しているところでございます。

具体的な取組については3点ございます。

まず1点目は学習教材で、平成24年2月、県内全ての児童・生徒を対象に防災ノートを配付し、全ての公立学校において防災ノートを活用した防災学習が実施されているところでございます。外国語版につきましても5カ国語を配付しているところでございます。

2点目は人材育成についてでございますが、みえ防災・減災センターなどと連携いたしまして、全ての公立学校の学校防災リーダーなど教職員を対象

に研修を行っています。熊本地震の避難所での混乱等が報道されたことによって、自分の学校が避難所になった際の不安を訴える教職員の声を受けまして、今年度、実践的研修ではHUGを実施し、教職員のさらなる防災意識と指導力の向上に取り組んでいるところでございます。

3点目につきましては、学校が実施する家庭や地域と連携した防災の取組について、平成27年度学校防災取組状況調査によると、県内全ての公立小・中学校、県立学校の88.3%が実施しており、このうち内陸部の市町に所在する学校では87.7%、若干低うございますが、実施されております。

各学校では、立地する地形とか、あるいは通学経路に応じて様々な工夫した防災教育が行われておりまして、特に内陸部では地震による山津波とか、あるいは集中豪雨による土砂災害に備えた防災教育が行われているところでございます。

県教育委員会では、職員を派遣して防災学習を支援するとともに、学校や市町教育委員会に働きかけ、地域の防災人材や防災関係機関の協力を求めて、家庭や地域と連携した防災学習が実施されるよう取り組んでいるところでございます。

12月10日には、先ほど防災対策部長からもございましたが、みえ地震対策の日シンポジウムを伊賀市あやま文化センターで開催し、学校防災をテーマに、学校と地域の自主防災組織などが連携して防災力を高める取組について、文化行事、防災教育を行うところでございます。

今後も、教職員のさらなる防災意識と指導力の向上に取り組むとともに、防災学習教材の充実や学校での防災の取組に対する支援などを通じて、三重県子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、児童・生徒が発達段階に応じて支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、市町教育委員会や関係団体とも連携して防災教育に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

教育でございますが、先回もお話をさせてもらいました釜石の奇跡というのがございました。日ごろからずっと子どもたちにそういった地震の怖さ、津波の怖さというのを教えて、映像でも見せていたという話も聞きます。やっぱり聞くよりも、百聞は一見にしかずで、そういったDVDなんかを見せて、そして怖さを教える、それが一番僕は大事なのかな、わかりやすいのかなというふうに思うんですが、今現在、教育委員会として、そういったDVDは見せておられるのか、視聴覚でですね。そういった推薦のもの、統一したものがあるのかどうか、そこら辺のことをお聞かせください。

○教育長（山口千代己） DVDについては作成し、配付しているところでございまして、活用されている学校もあると聞いておりますので、そのように、今後またその観点からも一層の周知徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ぜひ周知徹底みたいなどころもあるようなことも聞いております。あるのならば必ずそれを見せていただき、反復して見せていただいてもいいぐらいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。他団体との協力についてでございます。

前回、私、言わせてもらった熊本地震に行きましても、やっぱりそういったいろんな物資を受ける側、受援する体制というのはどうなっているのか。よく言われるのが、救援物資が現地に届いても各家には届いていない、滞っている、そういったことをよく聞きました。東日本大震災のときには特にそうです。たくさんの救援物資がそのままになっていたと。そういったことが本当にならないようにしていただきたいんですが、その整備状況についてお聞かせ願いたいと思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 他団体からの受援体制についてお答えをいたし

ます。

南海トラフ地震により甚大な被害の発生が想定されております本県といたしましては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施いたしますとともに、国や他県、自衛隊など関係機関の応援を円滑に受け入れて、効果的な被災者支援につなげるのが重要であるというふうに考えております。

本年4月に発生いたしました熊本地震では、国のプッシュ型支援による物資の滞留や供給の遅れ、また、応援職員の受け入れ態勢や活用方針の不備といった課題が明らかとなったところでございます。

このため、県では、大規模災害発生時に広域的な支援に対応できますよう、三重県広域受援計画、仮称でございますが、について、平成29年度末の策定に向けて現在検討を進めているところでございます。三重県広域受援計画では、県外及び県内から派遣される自衛隊、警察、消防等に係る救助、救急活動のほか、DMATの受け入れなどの医療活動、そして、国のプッシュ型支援による物資調達に係る活動拠点と活動内容等を整理する予定となっております。現在、その活動拠点となる候補地について、市町や関係機関の協力を得て調査を行っているところでございます。

今後は関係機関や市町とともに検討を行いまして、災害時に迅速かつ的確に対応できる計画としてまいりたいと考えています。

以上であります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っております。

それと、他団体の中でも一番頼りになるといいますか、力強いのはやっぱり自衛隊でございます。その自衛隊の協力というのはやっぱり一番重要であると考えたときに、自衛隊の協力を得るためには、前回もちょっとお話をさせていただきました。日ごろからそういったコミュニケーションをとっていただきたいというような話をさせていただきましたが、例えば、今、コミュニケーションをとっておられるのは、多分、知事や、会社で言うところの役

員同士ですね。ところが、巨大地震ですので、その役員の方々が本当に無事かどうかというのはわからないわけです。となると、その次のといいますか、部長クラス、そしてまた課長クラス、そういった方々同士のコミュニケーションも必要だと私は思うんですが、そういったコミュニケーションをとるようなことを考えておられるのかどうか、そこをお聞かせください。

○防災対策部長（福井敏人） 自衛隊との連携、連絡体制ということだと思います。

三重県地域防災計画におきましては、自衛隊をはじめとした防災関係機関との連携体制を構築すると、こんなふうになっておりまして、このため自衛隊においては、平常時から訓練等による連携の強化に努めるとともに、災害派遣要請が円滑に行えますよう、情報連絡体制というのも整備しております。

自衛隊との、まず情報連絡体制なんですが、毎年度当初に、これは御指摘のあった知事とか連隊長とか、そういう幹部だけではなくて、各階層で相互に連絡先や連絡方法というのを共有いたしておるところであります。

次に、ライフラインが壊滅的な状況になっても使用可能な連絡手段というのも、これは大切だというふうに思っておりますので、県庁と陸上自衛隊久居駐屯地には衛星系及び地上系の防災行政無線を配備いたしておるところであります。また、非常用の連絡手段として、知事は防災行政無線に加えまして衛星携帯電話も所持しておりますし、危機管理統括監と防災対策部長については防災行政無線を持っているという状況でございます。さらに、県庁には衛星携帯電話も複数備えて万全を期していきたいというふうに思っております。

それから、平常時に、知事と陸上自衛隊第10師団長をはじめとする陸、海、空の自衛隊幹部が出席する防災連絡会議というんですけれども、これを毎年開催して、顔の見える関係をつくっているところであります。今、御指摘のあったとおり、幹部だけではなく全ての方々の連携、我々も含めて、そういう観点で、災害派遣要請時の窓口となりますのが第33普通科連隊、これは具体的にはその中の第3科というところが窓口になりますけれども、ここは

毎年、図上訓練であるとか、それから、自衛隊が主催する大規模な防災訓練、南海レスキューと呼んでいます、などで、発災当初の災害派遣要請から、救出、救助活動の調整とか、部隊の受け入れを繰り返し繰り返し訓練を行っておりまして、各階層の連携強化を図っておるところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

その次の情報伝達の件についてもちょっとお答えいただいたわけですが、その次の質問としまして、先ほどちょっと防災対策部長からも話がありました情報伝達についてです。

電気がなくなり、そして携帯電話が使えなくなった、使えなくなる。まず、それを県民の皆さんも想像していただきたいんです。携帯電話が2日も3日も使えなくなったら、人間はすごく不安になるんですね。情報が入ってこないんです。情報を伝えることもできないんです。

先ほど防災対策部長のほうから、各市町に対してはそういったシステムもあるというふうにお聞かせ願いました。しかし、その情報を県民一人ひとりに、個々の県民の方々にどのようにして伝えていくのか。双方向のものがあるというふうなこともちょっと聞いております。自家発電の部分もあると聞いておりますが、そこら辺のことを詳しくお聞かせください。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 災害時における県民への情報伝達ということでございますけれども、県では県民の皆様に対しまして、防災みえ.jpのホームページ及びメール配信サービスによりまして、注意報であるとか警報の気象情報や震度情報を提供いたしております。また、災害対策本部設置時には、防災情報システムにより市町から収集した避難情報でありますとか被害情報等をホームページで提供いたしております。そして、さらに、アラートを通じまして報道機関にも提供いたしておるところでございます。

なお、これらの基盤となりますのが防災情報プラットホームでございますが、これにつきましては、地図を活用して、よりわかりやすく情報を県民の

皆様方に提供いたしますとともに、耐災害性を向上させるためにクラウド上に構築した新システムを平成29年4月から運用する予定となっております。

また、市町におきましては、地震発生後、地域住民に適時適切な情報の伝達を行うということが大切でございますので、様々な伝達手段が整備されているところであります。主なものを御紹介申し上げますと、屋外スピーカーや屋内受信機を利用して一斉に情報を伝達する同報系防災行政無線といたしますが、こうした防災行政無線や、避難所等に設置して利用できる移動系防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、広報車等による呼びかけなどがございます。さらに、コミュニティFMやケーブルテレビによる放送、さらにはSNSを活用している市町もあります。

災害時に住民への情報伝達を確実にを行うためには、通信施設の耐震化や非常用電源の準備とともに、一つの手段が使えなくなった場合でも他の手段で補完ができると、多様な伝達手段を確保していくことが大変重要であるというふうに思っております。

このような点も踏まえまして、市町においてはそれぞれの地域特性に応じて効果的な伝達手段の整備を進めているところであります。

県といたしましても、伝達手段に関する情報提供や技術的助言を行うことによって、市町の取組を引き続き支援してまいりたいと考えています。

以上であります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたんですが、私がちよっと不思議なのは、前提として最悪の状況と私は言わせていただきました。電源が全くない状態です。そういう状態で今の話はできるのでしょうか。

○防災対策部長（福井敏人） 先ほども申し上げましたとおり、地上系防災行政無線については、例えば電源が落ちて対応できない場合も、燃料を備蓄して、自家発電を動かして、72時間稼働ができるようになっておるところであります。さらに、例えば地上系防災行政無線が使えない場合も、衛星系防災

行政無線を使って通信ができると。二重にも三重にもいろんな仕組みを用意していると。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 一般の人たちに本当に情報が行くのが、72時間と言いましたけれども、それ以降も課題になってこようと思いますので、それ以降のこともぜひ考えていただきたいと思います。

それと、災害が起こったときに、当然、いろんな情報を収集しなければいけない、そういう話の中で、携帯が使えない状況でどうやって情報を収集していくんだろうということを考えていたんですが、実は先日、ドローンのことがちょっと出ておりました。災害の情報収集にドローンをどういうふうを活用していくのか、その考え方、現状をちょっとお聞かせ願いたいんですが、よろしくお願いします。

○防災対策部長（福井敏人） ドローンの活用についてでございます。

防災分野でのドローンの活用につきましては、災害時における被災状況の調査などを目的に、全国においても4府県で締結されているということは把握しております。

その中で、災害時におけますドローンの活用は、航空法が適用されることによる飛行範囲や飛行高度の制限とか、飛行距離が短いことによる情報収集エリアの限定などの課題はあるものの、被害状況の調査、情報収集には有効に活用できると考えておまして、防災分野でも活用していきたいと考えております。

県におきましては11月30日に、防災分野だけではなくて、県管理施設の巡視、保守点検、観光や産業振興など、幅広い分野での活用について、開発企業とドローンを活用した地域活性化に関する包括協定を締結いたしました。また、県土整備部におきましては10月末に、工事進捗状況の把握等を目的といたしまして、全ての建設事務所に配備したところでございまして、今後、様々な行政分野での具体的な活用方策を研究していこうというふうと考えております。

ドローン技術は今後も発展が期待できますことから、他分野での活用とともに、防災分野での具体的な活用方策についても検討を行ってまいります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、大災害になった場合、やはりけが人が多数出ると思ひます。傷病者の件ですけれども、そういったとき、大量の何百人、何千人という患者が一遍に発生するわけですから、その対応というのが非常に難しいんじゃないかなというふうに思ひておひります。

そこで、広域搬送拠点臨時医療施設、SCUというところがあると思ひんですが、この施設の果たす役割についてお聞きしたいと思ひます。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 大規模災害時、被災地内では、医療機関の機能低下、人的、物的資源の不足等によりまして、十分な医療が提供できなくなることが想定されますことから、緊急的な治療を要する傷病者を被災地外に広域搬送する必要があります。SCUは、先ほど議員のほうから御案内がありましたとおり、そうした傷病者を被災地外へ搬送するに当たりまして、長時間の搬送のために必要な処置等を行う臨時医療施設のことでございます。

具体的には、各地から参集しましたDMAT、災害派遣医療チームが傷病者のメディカルチェックを行い、症状の安定化を図るとともに、搬送のためのトリアージを行うということになってございます。

それで、本県におきましては、自衛隊のヘリコプターが駐機できるスペースがあること、医療機関からの重篤患者の搬送が可能であることなどの条件を満たす必要があるため、国立大学法人三重大学運動競技場、それから、伊勢市のほうですが宮川ラブリバー公園のほうを候補地としておひります。

なお、津波被害を想定いたしまして、この2カ所の候補地には代替地の整備を進めておひらして、三重大学運動競技場につきましては三重県立看護大学、それから、宮川ラブリバー公園については伊勢志摩広域防災拠点施設及

び県営サンアリーナ一帯を代替地として整備を進めているところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほどありました搬送の件につきましては、救援物資の搬送、大型ヘリで訓練をされていらっしゃるとお聞きしました。しかし、患者の搬送、これは、大型ヘリを使つてのそういった訓練はまだされていらっしゃるというふうに聞いております。物資と患者では大違いでございます、そのヘリも、普通ならば80人ぐらいまで搬送できるんですかね。そういった大型ヘリでの搬送の訓練もぜひお願いをしたいと思っております。

それと、先ほど出ましたDMA Tは大規模災害時に何時間で県外から到達できるのか、そこら辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） SCUの設置及びDMA T活動開始状況につきまして、過去に発生いたしました災害、海洋型地震及び直下型地震の事例から御説明をさせていただきます。

東日本大震災の例でございますけれども、平成23年3月11日14時46分に発災しましたこの大震災では、初めてSCUから航空機による広域医療搬送が実施されております。その際、被災地内の中心的な広域医療搬送拠点としていち早く活動しました岩手県の花巻空港SCUには、岩手県内DMA Tが翌日、3月12日未明に到着をいたしました。さらに、県外からの応援DMA Tは、同日12日早朝以降、次々と到着し、活動を開始しております。その12日の20時ごろには、患者を被災地外に搬送するため、第1便が千歳空港に飛び立ったところでございます。

ただ、これらのSCUにつきましてはいずれも空港に設置されておまして、飛行機によるDMA T派遣が可能であったことからSCU活動が比較的早く開始されたと考えておまして、南海トラフ地震のような広域に被害を受ける災害におきましては、SCU活動が開始できるのは早くても発災後1日経過以降になると考えております。

それから、熊本地震では局所災害でありまして、陸路搬送も可能であったことから、SCUを設置して広域医療搬送を行うことはありませんでした。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

ちょっと時間がありますので、先ほどの防災倉庫に入れていただくような資機材、ちょっと紹介だけさせていただきます。時間がないので、こういったものがございますということで、（パネルを示す）これは自転車でございますが、発電ができます。これは1時間いいたら携帯電話が4回充電できるぐらいのものでございます。こういった機材もありますし、（パネルを示す）これは、よく家にありますカセットこんろを使った発電機です。これも発電機です。これはカセットこんろ二つで2時間、これはパソコンにも対応ができるインバーターがついております。そういった発電機。そして、（パネルを示す）水の次に困るのがトイレです。これは段ボールトイレでございます、こういった外から見えないようなパーティションのついているトイレもあります。そして、これは。

○議長（中村進一） 廣議員に申し上げます。申し合わせの時間が過ぎました。

○3番（廣 耕太郎） 済みません。

（パネルを示す）これはわずか3分半でできる施設でございます、空気ですぐに立ち上がるものでございます。こういったものもございまして、どうぞ使っていただくことをお願いしまして質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 49番 西場信行議員。

〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） 執行部の皆さん、こんにちは。鈴木英敬知事、こんにちは。私は、三重県議会議員、西場信行です。本日は、県議会一般質問をただいまからさせていただきます。よろしくお願いします。

今日は農林関係が主でございます。今日はというか、今日もいいですか、

なのでありますが、本題に入る前に少しかだけ触れさせてもらっておきたいのは、新潟県、青森県で発生してきました鳥インフルエンザ、これは、まだ遠方だとはいえ、いろいろ情報をいただきますと、H5N6ですか、これは韓国で大発生している型と同じだということですので、やっぱり野鳥ということの伝播が心配だと。これは全国どこでも発生する危険性がありますので、今後、情報収集に努めて、そして、県内の養鶏業者等、自主努力もすると思いますが、県の情報提供や支援をしっかりとやっていただきますことを冒頭お願い申し上げたいと思います。

さて、そういう中で農業政策から入らせてもらいますが、私は三重県の農政に対して、鈴木県政に大きな期待をしております。

そのわけというのは、三重県庁に大きな改革があったときに、農林水と商工を一緒にして経済産業部にするというような改革案が出てまいりまして、その結果、農林水産部の解体とも言えるかもわかりませんが、農水商工部と環境森林部が設置されたということでもあります。その結果、非常にいろいろな難しい問題も出てまいりました。しかし、一度変えた組織というのはなかなか戻りにくいんですが、平成23年の知事選挙で鈴木知事が当選した後、大きな決断をしていただいて、24年には農林水産部が改めて統合され、再出発した。

その後、もうかる農業、もうかる水産業といった標語をつくっていただいて、これは恐らく、九州のほうの市ではありましたが、県では初めてこういう言葉が先行したと思うんですが、非常に農業者、農村地域への気持ちが立ってきた、こういうふうに思っております、これからもぜひとも三重県の農業振興に県として努力していただきたいと、こんな思いでございます。

イギリスのEU離脱、そして、アメリカでは大統領選挙で予想に反してトランプ氏の勝利というような世界的な大きな異変が続発をしておるわけでございます、今日もいろいろニュースで、フランスやオーストリアや、いろんな国の動き、あるいはお隣韓国もあります。

こういう中で、世界が今どう動いているのかというところはなかなか捉えにくいんですが、一つには、今まで世界をリードしてきた新自由主義、グローバリズムに対して、現状の厳しい格差や貧困、そして、移民問題などが国民の間に大変大きなうねりを起こしまして、ある面、反グローバル化、反自由主義の動きというのが出てきておるのではないかと、私はそういうような感じもいたします。

そういう荒波というのはいろんなところに影響してきますが、我が日本においても、TPP、そして、今回、後でも述べさせてもらいますが、農業改革、農協改革というものになって押し寄せてきておると。こういう、一つにトランプ現象に代表されるそのような変化が今後どういうようになっていくのかと。今、国会でいろいろ審議中ですが、TPPの頓挫ということもあり得るでしょう。いろんなことが考えられますが、少なくとも、市場開放、あるいは規制改革の圧力ということはますます強まってくるということが心配されます。

トランプ氏の言動を聞きますと、TPP離脱宣言の後、アメリカ第一主義によります2国間交渉の発展への可能性というのが浮上ってきております。こういうことを思いますと、TPPの交渉の中ですら受け入れ困難な状況にある日本の国内農業でありますけれども、さらにそれを押し広げようとする強力な2国間交渉になれば、これから我々はどのようにして国内の生産農業を維持していけばいいのか、非常に大きな課題、心配が出てきたと思います。

これはもちろん国政の話でありますけれども、その結果、影響が出るのは地方の経済であり、そして県内の農業でありますので、三重県においてもTPPの影響として、農林水産物15品目を選んで14億円から26億円と試算をされ、具体対策が進んでおるわけでありましてけれども、今後の三重県の地域農業や県政ビジョンにもかかわりますTPPの行方、また、日米FTA交渉の可能性など、不確定要素の多い課題について、知事がどのように把握しておられるのか、考えておられるのか、この点を1点お聞きしたいという

ことと、あわせて農業・農協改革の問題もございます。

戦後の日本農業のために貢献してきて大きな役割を果たしてきた農協というものの評価は高くさせてもらいますし、その存在は重要であると思っておりますけれども、近年の経済環境の厳しさの中にあつて営農活動が縮小されて、組合員との信頼関係は低下の一途にあります。農業・農協改革は一刻の猶予もできないような状況にもあると、こういうふうにも思います。

そこで、そういう早急な実行も考えていかねばなりません、その改革の取組が、このたびの規制改革推進会議の提言のように、頭ごなしに国が上から指図して期限をつけてやらせるという強引な方法では行うべきでないし、そして、その効果というものは出てこない、こういうふうにも考えます。

政府の農業・農協改革の中におきまして、自民党の農林部会とJAグループが相当時間をかけて議論して丁寧に積み上げてきた問題は資材価格の引き下げでございますが、この問題につきましても、地方の視点、農業者の視点で考えれば、この資材価格引き下げは単純に農家のためになるかどうかということも簡単に言い切れない。農家がそのことを生産現場で一番に求めているか、あるいは改革につながるかということも言い切れないと私は感じておりまして、既にこの状況を呈して、本年11月の、10月でしたかね、肥料価格改定においては10%から15%の引き下げがなされております。年が明けますとまた2回目の改定があります。恐らくそれも10%、15%になれば、この半年、1年の間に3割減ということになります。このことは、直接的には農協の経営、購買事業に大きな影響があるんですが、それだけではおさまりません。むしろ、商業系列とされます一般小売店や卸商店の経営も強く圧迫してきております。

商業事業者にとっては、こういう状況が事前に把握できない中で、農協価格の急激な引き下げによりまして、その対応というものが非常に難しくなっております、在庫品を抱える、在庫品そのものの目減りという赤字、これはそれぞれの店舗、事業者に大きな負担を強いております、このことは三重県内の肥料業界は異常な苦悩に今見舞われておるといえることが言えます。

県当局においても、こういったことの状況把握と対策に努めてもらいたいということも要望させてもらいます。

農家は、資材価格が下がれば、それはそれでありがたいのでありますけれども、下がった分だけ、低コストになった分だけ、野菜、果物等の買い取りにおいて、大手スーパーなどの大きなシェアを持つ買い手は、安く買ったたくということとは十分考えるわけでございまして、目指すような農家所得向上に直結しない。このたびの農業資材価格というものは、理論的にはそれはそれで正しい面があるかわかりませんが、机上で考えるようにはなかなかいかないということもあわせて考えながら、現場主義の対応を求めていきたいと思えます。

そして、それだけではなくて、資材価格問題だけじゃなしに、さらに別の大きなボールが中央から飛んできたことについても触れさせてもらいたいと思えます。

最近になって再度スタートした規制改革推進会議ですが、これが国と農協との改革の中に割り込むように、全農をターゲットとした農協改革案を提言してきております。余りにも唐突であり、農協の存続にかかわる問題であると思えます。

御案内のことではありますけれども、提言の内容というのは、農産物の市場取引など委託販売の廃止であります。全量を買取りせいと、こう言っております。肥料などの購買事業は新組織に転換しろと、信用事業を営む農協を半減させろと、こういうのを1年、3年という期限つきで求めてきておるだけに、これは聞いてそのままにできないということで、ワーキンググループが公表した提言に対して、全国の農業者、JA関係から怒りの声が沸き上がり、そして、自民党国会議員の多くからも反対意見が噴出し、そして、いろいろ協議の結果、一定の歯どめがかけられまして、与党側が押し返したものの、火種はなおくすぶっておると、こういうこととでございます。結論的には、今後、農協の改革年次計画を公表させて、与党と政府がフォローアップしていくと、こういうことになったと聞いております。

この農業改革、農協改革を、今後どのように活路を見出していけばよいのかという点が非常に大きな課題になってきておりますが、それは、JAが自主的に取り組んでおります自己改革による活動展開、これを重視して、そして、その展開を広げていくということに尽きると、こういうように思うんです。

三重県は御存じのように全国農業協同組合中央会会長の奥野氏の出身県でありまして、そういう意味では全国でもモデルになるような自己改革を実践してほしいと願っておりますが、そのためには、県と農協が一体となって連携する取組、協力サポート体制、こういうものがぜひ今必要だと思ひまして、こういうことを希望しながら、知事はこのたびの農協改革の動きに対してどのような感想を持たれ、今後、本県の農業改革に取り組んでいかれようと考えておられるのか、伺いたいと思います。

時間の関係で、ここで区切りにするといいいただけど、もう一つ言ってしまうです。

米の30年問題というのがあります。平成30年産からの米の政策の見直しというものがありまして、米の生産調整の廃止でございます。TPPなどの揺れ動く農業情勢の中であって、先行きの不透明感が増す米の30年問題、制度の変更として大きなものは、現在の米の直接支払い制度、かつて1万5000円やったものが今7500円になっておりますが、これが廃止されて、そして、生産調整が廃止されると、収入保険制度の導入と、こういったことになるんですが、国の関与がなくなって、今後の米の需給調整、どうしていくのかということの懸念を強くします。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、主要な食糧である米、麦の需給、価格の安定を図ることが法的に位置づけられております。生産調整の廃止後、国はどこまで責任を持って国の需給、価格安定に努めるのかとともに、県の関与と役割をどうしていくのかという点をお聞きしたい。

国のいろいろな情報とかリーフレットなどによりますと、米の需給動向、販売、在庫状況などの情報提供に努めて、農業者が需要に応じた生産に取り

組めるように努めると、こうなっておるんですが、情報提供だけでは生産調整の判断材料の一つにすぎません。重要なことは、数量や面積の判断を誰が行うかです。特に、全国段階での需給調整判断が最も重要です。それを誰がどのように行うかですね。地域の判断も大切ですが、今までの農業再生協議会が今後もどのような形で残っていくのか、これも課題。

この30年問題をお聞きしたいと思います、あわせて、現在、飼料米への助成が厚くなって、順調に生産調整が進められておるわけでありまして。今後、最後の割り当てがこの間来て、平成17年度産米は8万トン減というようなことで三重県の数字も出てきました。これが最後ですね。今、三重県の麦、大豆を中心とした農業でありますので、飼料米を中心とする水田活用の直接支払交付金が継続されるということは非常に大きなポイントでございまして、これが引き下げられないことも重要です。そういった見通しもあわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） TPPの関連と、あと規制改革推進会議の関係で二つ、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、TPPの関係ですけれども、TPPにつきましては、主要参加国であるアメリカの次期大統領トランプ氏が、直近ではビデオメッセージという形ではありますものの、TPPから離脱する意向を表明しており、TPP発効の先行きが不透明な状況となっております。

確かに、米国が入らなければ意義が薄いとは思いますが、一方で、枠組み合意前などであれば別ですが、この段階まで来ている以上は、世界における過度でない適正な自由貿易システムの確立を日本がリードするという姿勢を示す意味でも、国においてはその意義を参加国へ粘り強く訴えていただきたいと考えております。

一方、発効と相なった場合の農業への影響などへの危機感はしっかり持って備えを行うということが重要であります。昨年11月に国が策定、公表した

総合的なT P P関連政策大綱に基づき、攻めの農林水産業への転換と経営安定のための備えの二つを柱とした対策を引き続きしっかりと講じていただきたいと考えております。

いずれにしても大切なことは、T P Pの発効いかににかかわらず、先ほど西場議員もおっしゃったとおり、今後もグローバル化がさらに進展することが見込まれており、県内1次産業の振興を図り、もうかる農業にしていくための取組を加速させることが重要です。

このため県では、国の事業をはじめ様々な制度の活用や県独自の対策を講じる中で、水田農業と園芸産地のパワーアップ、畜産業の成長産業化の促進、6次産業化等による経営の多角化、ブランド和牛、かんきつ類等の海外マーケットの開拓に取り組むとともに、農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化、基盤整備による農業生産の効率化などに取り組んでいるところであります。今後も引き続き農業の競争力強化に向けた取組を着実に実施し、もうかる農業の実現につなげてまいります。

さらに、先ほど西場議員からあった、今のトランプ氏の姿勢からの日米F T Aの交渉となった場合は、対立品目の少ないA S E A N諸国とのF T Aなどにおいても相当もめたような中であって、日米とやるとなったら相当大議論になると思いますし、タフな交渉にもなるでしょうし、それが経済以外のところに波及する可能性などもあるというふうに思っております。私が出身省庁のところでも、日米自動車交渉や日米半導体交渉など、日米の2国間交渉というのは相当ハードなものが予想されます。

したがいまして、その危機感を十分に持ちながら、それが杞憂に終わるのかどうかわからないにしても、いずれにしても、それが行われるいかににかかわらず、しっかりと県内1次産業の振興を加速化していくということが重要であろうというふうに思っておりますし、日米の動きをしっかりと注視しておき、情報収集し、現場の皆さんとも共有していくということが重要であるというふうに思います。

それから、規制改革推進会議の関係でありますけれども、国の規制改革推

進会議におきましては、農業ワーキンググループを設置して、本年9月から農業分野の規制改革等に向けた議論が進められてまいりました。11月にこのワーキンググループで取りまとめられた農協改革に関する意見の中には、これまで全農が果たしてきた役割を考えれば、その努力に敬意を払わず、急進的かつ非現実的なものも含まれていたように感じておりました。中には、国による第2全農みたいなものもありましたが、規制改革をやりたいのか規制強化をやりたいのかよくわからない、官製主導のそういう組織をつくるというのも意味不明な規制改革でありますけれども、そういうような急進的かつ非現実的なものも含まれていたように思います。

しかし、その後、JAグループと政府与党との様々な対話や議論がなされ、最終提言が11月28日に取りまとめられました。この提言は、奥野長衛全国農業協同組合中央会長をはじめとするJAグループと政府与党とが精力的に真摯な議論を重ねられた成果でありますし、奥野会長が先頭になって進めてこられた自己改革につながるものであるというふうに思います。今後、制度や仕組みを変える中で、農業者に不安が生じないように、国においても丁寧な説明をお願いしたいというのが地方自治体からの切なる願いであります。

県としましても、県の農政の重要なパートナーであるJAグループの取組をしっかりとサポートするとともに、今後進められる制度改革や法整備などによって生産現場で混乱が生じないように、必要に応じて国に要望していきたいと考えております。

先ほど、最後にこの部分のところで西場議員がおっしゃったように、あくまで農協による自己改革を最優先していくというスタンスについて、私も全く賛同でありますので、そういう部分をサポートしていきたいと思っております。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 私のほうから、米の30年問題、それから飼料用米について御答弁申し上げます。

まず、米30年問題ですが、本県では、米の需給調整に対応していくため、ブロックローテーションを柱とした水田活用による、需要に応じた米、麦、

大豆等の生産体制を構築し、これまで継続して国から配分のあった米の需給調整目標を達成してまいりました。

こうした中、国は米政策を見直し、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、生産者や団体、集荷業者が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況を目指すとしております。米の需要は全国で毎年8万トンずつ減少していくことが見通されていることから、引き続き需給調整を実施することが必要であると考えています。

このため、国、県、市町、関係団体等で構成します三重県農業再生協議会において、行政による生産数量目標の配分終了が現場に及ぼす影響、あるいは、国による需給調整制度の具体的な見直し方向に関する情報収集と分析、他の都道府県の対応方針に関する情報の収集、三重県における米の需給調整の進め方について現在検討をしております。各地域農業再生協議会に対して、こうした情報の提供や意見聴取などを行っています。

今後とも引き続き、県が参画します三重県農業再生協議会を中心に、生産者をはじめ、市町、JA、米穀事業者等と情報共有を図りながら、現場が混乱することなく、米政策の見直しに円滑に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

また、平成30年以降も円滑な米の需給調整を進めていくため、引き続き生産現場においては、米、麦、大豆のブロックローテーションを柱に、地域の実情や土壌条件を踏まえた飼料用米の導入や収益性の高い野菜産地の育成などに取り組んで、水田のフル活用に取り組んでいきたいというふうと考えています。

飼料用米についてでございます。

本県では、飼料用米について、米の需給調整に対応するための重要な作物として、主に水はけが悪く、麦、大豆の栽培に適さないような地域への作付を推進しています。本県における平成28年産の飼料用米の作付面積は約1785ヘクタールとなり、昨年よりも約380ヘクタール拡大しています。

飼料用米については、取引価格がキログラム単価で20円から30円、主食用米がキログラム単価200円ということで考えますと10分の1程度でありますので、国の交付金、これは1反当たり5万5000円から、多い場合は10万5000円ぐらいということですが、これがなければ採算が合わないという状況でございます。

安定的に作付をしていくためには国の交付金制度の継続が必要となっており、法制化はされていませんが、国の食料・農業・農村基本計画において、飼料用米の生産拡大に向けた水田活用の直接支払交付金等の支援を行うことが定められています。

また、この11月29日には、農林水産業・地域の活力創造本部において決定されました農業競争力強化プログラムにおいても、飼料用米を推進するための取組が位置づけられたところです。

このように、飼料用米の推進は国の重要な施策として位置づけられていることから、交付金制度は引き続き実施されるものと考えています。

県といたしましても、飼料用米は米の需給調整を円滑に実施するための重要な作物と考えています。9月8日に実施した国への緊急提言活動において、交付単価を長期的に固定することなどを知事が直接農林水産大臣に要望してまいりました。

また、本県では、米、麦、大豆のブロックローテーションを柱とした水田活用を進めていることから、麦、大豆も重要な作物となってまいります。この麦、大豆についても、外国産との生産条件の格差に不利があることから、標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分が国の交付金で補填をされています。これらの作物については、飼料用米と同様に、安定生産を進めていくためには交付金制度の継続が必要ですが、こちらについては農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律において交付金が交付されることが定められておりますので、引き続き実施されるものと考えています。

今後とも、地域の実情に応じた水田フル活用の促進に取り組み、もうかる

農業の実現につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） いろいろお答えをいただきました。いろいろさらに申し上げたいことや、再質問の気持ちもあるんですが、時間がかかり過ぎてまいりましたので、この問題はこの程度で終えさせてもらって、あと、林業関係に入らせてもらいたいと思います。

まず、林業大学校の設立についてでありますけれども、今議会、青木議員のほうからこのテーマで質問をしていただいて、県のほうの取組状況の御答弁をいただきました。有識者の方々によります検討会等が立ち上がりましてその検討が進み、今年度中に林業人材育成方針が策定すると、こういうように聞かせてもらいました。

しかし、率直に申し上げて、非常に丁寧に調査検討していただくことは敬意と感謝の気持ちであります。肝心の林業大学校の設立がどうしていくのかということ、していきたくないのかということの答弁がさっぱりわからない。聞けば聞くほどわからなくなってくるような気がいたしまして、再度私のほうからも質問したいんですが、今、県がやっておられるのは、何かわざと遠回りしておるんじゃないかなと、こういうような気持ちにもなってきました。遠回りし過ぎると、また道に迷ってしまうとあかんと、こういうようにも感じるんです。

これは申すまでもなしに、平成27年4月の県知事選挙のときに鈴木知事の選挙公約として出されてきたものでして、私もそのときに初めて聞いたので大変びっくりしましたし、また、うれしくも思ったのであります。知事が公約決断の前には長野県林業大学校を訪れられて、感銘を受けてということが発端だと、こういうことも以前聞かせてもらいましたので、今日は改めて知事にお聞きしたいんですが、公約に掲げられた理由と思い、これを改めて伺いするとともに、現在においても林業大学校設立に向けての情熱に変わりがいないか、まず確認させてもらいたいと、こういうように思います。

そして、選挙公約が出されてから1年半の時間が経過しておりますので、現在は検討会によりまず林業人材育成方針の策定というスケジュールが進められておると聞きましたが、肝心の林業大学校設立に向けてのスケジュールというものがその中にどのように位置づけられるのか、このことについてももう少し踏み込んで御回答いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ちょっと急ぎますので次にも入りますが、三重の森林づくり基本計画の見直しであります。

三重の森林づくり基本計画は、10年先を見通して、平成23年に策定されて、5年をめどに見直しが見られると、このように聞いております。この5年間に非常に大きな変化が起きておまして、国においては、森林法の改正や国の森林・林業基本計画の策定等もあります。県においては、木質バイオマス発電の稼働、CLT、そして、新しい大型合板工場の立地、木材の輸出、こういうものは主にB材、C材の需要につながるわけではありますが、また、さらに、今の林業大学校の林業人材育成、こういった新しい動向を踏まえて基本計画の練り直しが進んでいくかなと、こういうように期待をするわけでもありますけれども、今後それをどのように進められるのかということをお聞きするとともに、次の県産材の条例にも入るんですが、今後の重要な課題として浮上してくるのが先ほどのB材、C材についての安定供給体制づくりであります。もう一つ、では、A材をどうするかと、このA材の需要拡大と出口対策であります。

A材の主たる需要は、現状は主に柱材等住宅用材であります。今後は、内装材など幅広く新しい需要開拓を目指していかねばなりません。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律ができて、その対象となる公共施設はそれに沿って進んでいくと、こういうことでありますが、それだけでなく、例えば駅舎、私立学校、老人介護施設など、公共的な施設にも木材利用、木質利用を広げて、さらには、民間の商業店舗など、民間施設にも木造建築や木材使用を拡大していけるようにしていくべきだと。それで、林

業・木材・建築関係者はもちろんですが、一般の事業者、そして、県民、住民の理解、協力を得るようにして、県産材のA材需要拡大、そして、先ほどのB材、C材の安定供給、こういうものを図って、最近、ウッドファースト社会ということが言われるようになりましたが、これを目指していくべきだと思います。

全国で既に4県が先行実施しているわけではありますが、三重県の一歩を動かすために、三重県においても県産材利用推進条例の制定、これを提案したいと思いますが、県当局のお考えをお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 林業大学校の設立について、思いに変わりはないのかということでございます。

私自身、林業大学校の創設について積極的に検討する必要性を感じた一つのきっかけは、先ほど西場議員からも御紹介いただきましたが、昨年2月、長野県の林業大学校を訪問した際、学生の皆さんの林業に輝きを取り戻したいといった高い志や地域への思いに触れたことがあります。その後、市町長の皆様をはじめ、県内各地域の大勢の皆様から、林業大学校の創設も含め、次代の林業を担う人づくりについて前向きな御意見をいただく中で、その思いをさらに強くしているところであります。

また、さらに、私の思いとして強く持っているものの一つは、林業振興は単なる産業政策ではなく地域政策であると考えており、林業のみならず、中山間地域を中心とした地域を担う人材の育成につながるというふうに考えております。

このため、林業・木材産業関係者や市町等との意見交換会などを開催し、丁寧に意見を聞き取るとともに、本年6月に立ち上げた有識者による検討委員会において、林業大学校を含む三重県の森林、林業を担う人材育成のあり方について、幅広く検討を行っていただいているところであります。

目指すべき人材とかそういうのは、農林水産部長のほうからもそれぞれこれまでありましたとおりでありますので、したがって、先ほどの西場

議員の御懸念にお答えいたしますと、思いはいささかも変わることはなく、林業大学のあり方についての具体化に向けて、さらに議論を深めていきたいというふうに考えております。

そのスケジュールについてでありますけれども、後に吉仲農林水産部長のほうから答弁をいたします三重の森林づくり基本計画との関係などもありますので、やっぱりそういうものがちゃんと盛り込まれた基本計画であるべきだというふうに思っておりますので、平成30年度というのは一つのめどとはなるとは思いますけれども、具体的なスケジュールについては、三重の森林づくり基本計画や、その他、検討委員会などの検討の状況によって前後し得ると思っておりますが、一つのターゲットはそういう年度であるということでございます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 私のほうから、三重の森林づくり基本計画、それからA材の需要、そして県産材利用推進条例の3本についてお答えをいたします。

まず、三重の森林づくり基本計画ですが、三重の森林づくり条例に基づく基本計画は、平成24年3月の前回の改定から約4年が経過し、森林、林業を取り巻く社会情勢や国の政策が大きく変化していることから、現在、見直しを進めているところであります。

前回の改定以降、情勢の変化としまして、まず、平成26年4月にはみえ森と緑の県民税の導入、27年7月には三重県水源地域の保全に関する条例の制定など、森林、林業を取り巻く環境は大きく変化しています。また、木材産業界では、議員からも御紹介がありました、県内3カ所での木質バイオマス発電所の稼働、紀伊半島で初となる大型合板工場の進出予定、あるいは木材輸出の広がりなど、需要関係も大きく変容してきました。

こうした中、現在、森林、林業が抱える課題といたしまして、川上側では県産材の素材生産量の伸び悩みや間伐実施面積の減少、川中側では、製材用となるA材需要の減少、高度な技術、マネジメント能力を持った人材の不足

などが挙げられるほか、川下側では、県民全体で木材を使っていくというよ
うな意識の醸成が必要であるというふうに考えています。

こうした課題を踏まえ、基本計画の見直しに当たって三つのポイントに整
理をいたしました。

まず一つ目として、川上側のポイントとして、森林の多面的機能を高度に
発揮する森林づくりの推進としまして、素材生産量の増大や豊富な森林資源
の循環利用に向かった主伐、再生林への対応、災害に強い森林づくり、それ
から森林境界の明確化、こんなことをポイントとして挙げました。

川中側としましては、林業、木材産業の成長産業化としまして、A材の新
たな需要拡大、必要とされる原木の安定供給体制の構築、それから、森林、
林業の、さらには地域を担う人材の育成でございます。

最後に、川下側のポイントとして、森林、林業を支える社会づくりとしま
して、森林環境教育や木育の効果的な推進、森林づくりへのさらなる県民参
加の促進などについて検討を進めています。

今後のスケジュールについてでございますが、12月12日に開催を予定して
います三重県森林審議会に新たな計画の骨子案をお示するとともに、各地
域で意見交換会を開催し、県民や事業者の皆さんなど様々な方々から御意見
を伺いながら検討を進めていきたいというふうに考えています。県議会へは、
平成29年9月を目途に改定案をお諮りする予定でございます。新しい基本計
画が、時代に即した本県の森林、林業の目指すべき方向を示し、関係者が一
丸となって三重の森林づくりを進めていけるよう策定をしております。

続きまして、A材の需要拡大についてでございます。

本県では古くから枝打ちや間伐などの手入れが丁寧に行われてきたことか
ら、丸太の中でも最も価格の高い、価値の高い、製材用に使用できるA材の
割合が多い良質な木材の産地であると言えます。このため、A材の需要を
しっかり確保することが林業経営の安定化を図る上で重要であると考えてい
ます。

現在、A材に関する木材需要の動きでございますが、やはり2020年東京オ

オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設などで木材需要の拡大が見込まれています。また、住宅のリフォーム市場において、内装に木材を利用しようとする状況も生まれてきています。また、3番目として、建築基準法が緩和されまして、木造3階建ての学校やCLTを使った中層建築物などを建てるのが容易になったことが挙げられるというふうに考えています。

こうした需要の動きに的確に対応するため、現在、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設における県産材の利用に向けては、伊勢志摩サミットで使用されました尾鷲ヒノキのFSC森林認証材などを中心に、東京都、あるいは東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に対して、関係者の皆さんとともに県産材活用の働きかけを開始しております。

また、内装材需要への対応に向けてですが、壁材や床材などの付加価値の高い商品開発に取り組むとともに、地域の工務店や製材事業者との連携を進め、県産内装材の販路開拓に取り組んでいるところであります。具体的な事例でいきますと、木材をかたく表面処理したフローリングなんかについては既に開発されまして、3年前にオープンした三重テラスの床材などにも使いながらPRをさせていただいておるところです。

三つ目として、中層建築物へのA材の活用に向けては、建築基準法の改正を追い風とした3階建ての小学校など中層の建築物への利用であったり、耐火木材など、新たな技術開発の促進などに取り組むこととしています。また、こうした取組に加えまして、新築住宅市場に対しては、特に天然乾燥材など良質な木材を生かしたはり、桁材の普及の促進、顔の見える木材での家づくりに向けた、建築士や製材事業者、林業者などによる多様なネットワークづくりなどを進めて、A材の需要の創出に取り組んでいきたいというふうに考えています。

本県の林業を活性化するためには、A材をはじめ、主に合板用となるようなB材、木質チップ原料となるようなC材をあわせまして、トータルで木材需要を確保していくことが重要というふうに考えています。今後も引き続き、A材からB材、C材まで、実需者などとしっかり連携して、三重県産木材の

需要の拡大と安定供給の促進を図り、林業振興につなげていきたいというふうに考えています。

最後に、県産材利用推進条例を制定してはどうかという御提案をいただきました。

県産材利用促進条例については、県民における県産材利用の重要性に係る認識の共有を促進するとともに、林業、木材産業の振興や地域経済の活性化に寄与することなどを目的として、議員からも御紹介がありました、現在、四つの県が同様の条例を制定しています。平成25年には徳島県、26年に茨城県、28年には、秋田県と富山県が制定をしました。ほかにも、高知県、鹿児島県などで条例制定に向けた検討が進んでいるというのは把握しています。

一方、三重県ではこれまで、県産材の利用促進に向けまして、平成22年にみえ公共建築物等木材利用方針を策定し、公共建築物の木造化、木質化を推進してきました。この方針に基づいて、地方公共団体が整備する建築物に加え、民間事業者が整備する公共性の高い社会福祉施設や病院、保育園などの建物においても、積極的に木材を使用する動きが見られるようになってきたところであります。市町においても全ての市町で木材利用方針が策定されまして、みえ森と緑の県民税なども活用しながら、学校などの公共施設に県産材を取り入れるなど、県産材利用が進んできている動きが見えています。

県産材利用を促進するためには、森林の働きや県産材を使うことの意義について、県民の皆さんの理解を得ることが重要であるというふうに考えています。県では、建築士や工務店などの住宅建築に携わる関係者と連携しまして、消費者の皆さんへの県産材の魅力のPRを展開しています。このほか、子どもなどを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深める、いわゆる木育にも力を入れて取り組んでいるところであります。

県産材利用促進条例につきましては、他県で制定されました条例の背景、効果等、情報収集や、県内の状況を見ながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

知事からは、林業大学校に対する思いはいささか変わることもないと、この言葉を改めていただきましたので、ぜひ今後、実現に向けて積極的な努力を引き続きお願いしたいと思います。

あと、条例の件、そして基本計画の件、部長のほうから事細かくお話がありました。内容そのものはしっかりとしたものでありますが、やっぱり感覚的な物の言い方をすると地道過ぎるんですね。今の現状の中をどう打開していくかというところで、今の県内の中で森林、林業を動かしていくのは、現実として県政しかない。県の農林水産部しかないんですよ。ないというか、県の農林水産部がまず先頭に立たなくちゃいけない。もっとやる気を打ち出すような、そんな、ひとつ方策を考えねばならん。私はそれを県産材利用推進条例というようにして改めて提言したわけでございますので、どうぞ農林水産部内でもしっかり検討をしていただきたいということを、この場では改めてお願い申し上げておきたいと思ひますし、それでも動かないときは、中村議長にお願いして、議提条例をこれから御相談申し上げたいなど、こういうように思っております。

それでは、最後の項目に入りますが、国史跡齋宮跡の保存活用について伺いをいたしたいと思います。

まず、平成28年、知事が明和町長との1対1対談で話をされた内容でございますが、齋宮跡復元建物等の維持管理と活用について県の支援を要望する町に対して知事は、お金を出すという答弁の前に知恵を出したいと、こういうように答えておられるんですね。この問答は、今後の齋宮跡の保存活用を議論し進めていく上で重要な問題であると思ひますので、一度この議場においてその真意を伺っておきたいと、こういうように思ひます。

県による計画的調査が進んでまいりまして、重要な遺跡、遺構が解明されてきますと史跡整備が進んでくるわけでありませうけれども、その管理という

のは、公有地保全のみならず、上物施設管理もありますので、非常に維持管理費が多くなっていくと。斎宮歴史博物館ができたのが一つの節目ですが、このとき1600万円程度であった維持管理費が、平成28年では6800万円に増えておるとい、毎年増加を続けておりまして、累計的には13億円を超える維持管理費になってきておるといことです。

地元明和町は2万人少しの町でございまして、水田、沿岸漁業、地場の中小企業等を中心とした町勢でありますので、その財力というのは限られた財政でございまして。そういう中に、137ヘクタールという全国で最も広大な面積を有する国史跡、文化財が国で指定されておるわけでございまして、この維持管理には非常に町だけでやっていくことの限界というものが、今後、年を重ねるごとに出てくるであろうと。

この厳しい現実を踏まえて、県として格別の対応策を要望したいんですが、知事の言われる知恵も出していただきたいんですが、この維持管理費に対する支援をぜひお願いしたいというようなことで質問をさせてもらいたいと思います。

それから、前回の一般質問において計画的発掘調査の促進をお願いしたところでございまして、これが今後、今どのように進んでおるのか、その状況をお聞かせいただくとともに、県が発掘の責任がある以上、全容解明の責任ということを県は担っていると、こういうことを改めてここで確認しておきたいと、こういうふうに思っております。

それから、個別の小さな課題ではございますが、御協力いただいでつくっていただいたさいくう平安の杜の施設が完成をいたしました。そして、多くの見学者、訪問者が訪れていただくようになりました。感謝を申し上げたいと思います。

一方でいろいろ課題も出てきまして、施設と、そして北部に隣接する交流センターからの進入路になります芝生広場の水はけが極めて悪いと、こういう中で、抜本的水対策、あるいは、特に車椅子での訪問者の方々に対応した通路のバリアフリー対策が求められています。こういったことにつきまして

も県として配慮ある対応をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 議員のほうから3点御質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、1点目のさいくう平安の杜の維持管理についての県の支援でございますけれども、さいくう平安の杜維持管理費につきましては、その整備を行う前提としまして、整備着工前の平成25年度に明和町との間で、施設整備とそれから維持管理の役割分担を合意して進めてきていることから、新たな財政的支援は難しいと考えております。

県としましては引き続き、斎宮歴史博物館の専門性を生かした取組を、今年度は体験発掘などの取組をして約4800人の方々に来てもらっているところですが、そのような知恵を出して、明和町の活性化に寄与するような支援をさせていただきたいと考えております。

続きまして、発掘調査の中長期方針の策定についてでございますけれども、平成27年度に、近年力を入れてまいりました史跡東部柳原地区の発掘調査及び施設整備に区切りがついたことから、昨年度、有識者で構成します史跡斎宮跡発掘調査中・長期的方針検討会を設置しまして、これまでの発掘調査の成果を踏まえて、今後の課題や発掘調査の方針等を審議いただいているところでございます。

現在、具体的な検討内容としましては、一つ目としまして、飛鳥時代から奈良時代にかけての中心部と見られる史跡西部、二つ目としまして、平安時代後期から南北朝時代にかけての遺構が多い史跡中央部、三つ目としまして、平安時代の斎宮、様々な役所が集中していると見られる史跡東部、これらを今後の重点調査地域としていく方向で議論が進んでおります。

県としましては、この中長期的な方針を遅くとも今年度末までに取りまとめ、今後、これに基づきまして、効率的かつ着実に発掘調査を進めていきたいと考えております。

それから、三つ目のさいくう平安の杜の北側にあります芝生広場の整備の

ことについてでございますけれども、さいくう平安の杜芝生広場の水はけ対策につきましては、昨年度に暗渠排水管の埋設、山砂によるかさ上げ等を行ったところですが、加えて、車椅子での入場が容易となるよう、敷地東側の管理用扉を開放するなど、来場者の快適な見学環境を維持するための方策を検討していきたいと考えております。

なお、さいくう平安の杜は、景観も含めて平安時代の齋宮の状況をできるだけ忠実に復元していくということで、文化庁の許可、補助を受けて整備したものでありまして、同庁から、バリアフリー化などの整備は現状を改変するものでありまして、復元した景観への影響も懸念されるため、慎重を期すべきとの意見をいただいているところでございます。

私からは以上でございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 齋宮跡の整備と維持管理というのは、国史跡指定当時、当時の副知事と明和町長が覚書を交わしてそれを決めております。県が整備、町が維持管理という役割分担がなされておるわけでありましてけれども、これがそれをもとにつくった保存管理計画書ですね、昭和55年3月。（現物を示す）今日までこれを基本にして来たんですけども、全てにおいて町が管理するとは書いてない。ここに書いてあることは、町は取得後の公有地の管理を行うと、この文言だけなんです。

当時は、昭和55年ごろ、国史跡の上に建物を建てるというような概念はほとんど少ない状況の中でありました。いろいろ文化行政も変わり、そして、これからの齋宮跡の保存、顕彰を考えていく中でこういうような状況になってきたんですね。今年、来年はそれで済んでも、5年先、10年先はもたない。この保存管理計画の見直し検討を一遍関係者としてしっかりやっていただく必要があると、私はそういうふうに思いますが、これについて、知事、いかにお考えですか。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

○知事（鈴木英敬） 今、西場議員のおっしゃった昭和53年の合意と平成25年

の合意を、解釈はいろいろあれど崩す理由はないというふうに思っておりますので、計画の見直しもそもそもやる必要があるかどうかというのはやや疑問なところがありますけれども、今後の情勢変化というのがどういふことがあるかというのを研究するということについてはしたいと思います。

○議長（中村進一） 西場議員に申し上げます。申し合わせの時間が経過いたしました。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） それでは、この保存管理計画の見直しという問題については今後引き続き議論させていただきたいと思います。

終わります。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。39番 舟橋裕幸議員。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○39番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。

昼一番の眠たい時間帯でございますけれども、おつき合いのほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

先日、農福連携全国サミット i n みえに参加をさせていただきました。株

式会社ダックス四国の且田久美さんのすばらしい講演と、障がい者が生き生きと働く姿のDVDを見せていただきました。最後のナレーションには少々うるっと涙してしまったところもあったところでございます。

ダックス四国、実は私、この夏に新政みえの有志と会社をお邪魔させていただき、且田久美さんのお父さんから直接レクチャーを受けるチャンスがございました。障がい者が、高い満足感、そして幸福感を持って生きていく、働いていく、その方向性に示唆を与えていただいたというような感じを受けとめています。

ということで、一つ目は三重県民の幸福度から質問に入っていきたいと思えます。

過日、BS11チャンネルの寺島実郎さんの「未来先見塾」を見ておりましたら、寺島実郎氏監修で日本総合研究所から発行されました2016年度版の『都道府県幸福度ランキング』という本が紹介されていました。早速県議会図書室に問い合わせましたら購入済みであり、お借りすることができました。この本でございます。（現物を示す）

通告をしてありますので、この本の内容について知事は御一読いただいているという前提で質問をさせていただきますが、内容を少し紹介させていただきます。

この本は、2013年版、2014年版に続く第3弾であります。ランキングの判断指標は、五つの基本指標に加え、健康、文化、仕事、生活、教育の五つの分野別指標50項目と追加指標10項目で構成されています。三重県は、2016年版総合ランキングでは23位で、2014年版の17位より下がっています。

2016年版における三重県の内訳は、基本指標で10位、健康分野指標で24位、文化分野指標で22位、仕事分野指標で9位、生活分野指標で4位、教育分野指標で44位となっています。順位の低い教育分野では、特に社会教育の社会教育費や社会教育学級・講座数や学童保育設置数が足を引っ張っています。

幸福度ランキングにおける総合ランキング23位というのはいかにも三重県らしいなと思いつつ、指標は全て客観的な統計資料であり、ランキング上

位の県がすばらしく、下位の県はだめと決めつけるような考え方を持っておりません。

この幸福度ランキングの本以外にも、法政大学など多くの県別幸福度調査が行われていることを、今年3月、議会事務局が政務調査として調べて、私たち議員に資料提供をいただいています。一般的に客観的データにおいて、生活や家族部門では北陸地方が、経済指標においては都市部が高くなり、主観的指標は九州地方や沖縄地方の順位が高くなる傾向があるようです。

一方、三重県の県民意識調査分析レポートにおける県民の幸福実感度は、主観的判断が中心となっています。

県は、幸福感や県民力ビジョンにおける幸福実感指標の現状を様々な属性別に集計し、分析、検討を進めてきました。

平成28年度みえ県民意識調査分析レポートには、1、政策の展開に当たっては、精神的な豊かさと経済的な豊かさに加え、社会のシステムやつながりの豊かさの視点が重要である、2、自然減対策と、働く場の創出や地域の魅力を高める社会減対策をバランスよく推進することが県民の幸福感を押し上げるために重要であると記しています。

県民の幸福感を詳細に調査分析することは大切です。一方、三重県がブータンと比較しても仕方ありませんが、他の都道府県の動向は気になるところであります。

知事は、幸福実感日本一を選挙で掲げ、県の総合計画、みえ県民力ビジョンにおいて「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げるほど、県民幸福度の向上に情熱を燃やしてみえます。

そこで、知事は、客観的データに基づく2016年版『都道府県幸福度ランキング』に対してどのようにお考えか、また、各指標が示す客観的データを県はどのように政策に反映していくおつもりか、お伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 寺島実郎氏監修の2016年版『都道府県幸福度ランキング』、これに関する結果をどのように考え、政策にどう反映していくのかと

いう御質問でございます。

県政を推進する上で、客観的なデータに基づく議論が大切であり、人々の暮らしや経済活動などに関する様々な統計データを、政策や施策の企画立案、推進等に活用することは大変重要なことだと考えております。

このため、みえ県民力ビジョンの行動計画をはじめ、政策の推進に係る個別計画や各種方針等の策定はもちろんのこと、庁内で政策等を検討する際には、常に統計データなどの具体的なエビデンスに基づき議論を進めるよう努めております。

行動計画における数値目標につきましても、統計データから得られる客観的な指標を設定することで、行動計画のよりの確な進行管理につなげるとともに、具体的な事業の企画立案にも生かしているところであります。

『都道府県幸福度ランキング』につきましては、地域の幸福度を高めるための議論の触媒となり、地域課題の解決に向けた様々なアクションが全国各地で生まれる一助となることを狙いとして刊行されたと聞いております。

ランキングの基礎となっている指標は65ありますが、このうち県の取組に関連のある53の指標につきましては、行動計画や個別計画における目標管理やモニタリング指標などとして本県でも活用しています。例えば、刑法犯認知件数、学力など、第二次行動計画の県民指標や活動指標に設定しているものがあるほか、数値目標の参考として活用しているものもあります。

寺島氏は、この研究のきっかけについて語る中で、幸福に対する考え方は多種多様であり、幸福度を計測する要素には主観的なものも相対的なものもあること、そして、幸福の基本要素である本人の自己意識という主観的な要因については後年度の課題としたいということを述べられております。

また、同書の中で寺島氏は、バートランド・ラッセルの言葉、「幸福は、一部は外部環境に、一部は自分自身に依存している」を引用し、それに賛意を示しております。

私は、幸福実感日本一の三重の実現を目指し取り組むに当たり、県民の皆様に県の政策推進の成果が届き、日々の暮らしの中で幸福を実感していただ

くことが何より大切であると考え、毎年度、みえ県民意識調査において、まさに寺島氏が述べられている幸福の基本要素である県民の皆様の幸福感や政策分野ごとの幸福実感指標についてお聞きしております。

これらの県民の皆様の幸福感という主観的な指標のデータと様々な統計調査に基づく客観的な指標のデータの両方を用い、より効果的に政策を推進していくことで、県民の皆様の幸福実感が一層高まるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 客観的データを活用しながら足らざるものを補ったり、また、分析を通じて新たな発想が芽生えてくれば、この本の活用というのは随分有益だろうなというふうに思っています。

この本の中に、寺島実郎氏が、行政を中心にして地域社会が立ち向かうテーマとして、I o T、観光立国、高齢者の社会参加というのを挙げておりますし、今、県が取り組んでみえるそれぞれの施策にもマッチするのではないかなというふうに思っています。

今後も、県が行う県民意識調査、そして、この本が持つ客観的データをうまくマッチング、融合させながら、これからも県政に向けて取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、二つ目のポストサミットについてお伺いをいたします。

まず、ポストサミット関連事業への新たな基金の設置についてお伺いします。

県は、ポストサミット関連事業を推進するため、新たに約1億円の基金を設置すると伺いました。財源は、伊勢志摩サミット三重県民会議決算の剰余金と予備費を充てるそうです。私は、非常に違和感を感じています。

平成29年度三重県経営方針（案）において、ポストサミットを地方創生につなげるとして、重点取組の考え方のトップに位置づけられています。当然、予算要求は政策課題枠として別途要求となります。新年度予算編成が大変厳しい中、政策課題枠でポストサミット関連事業は重点採択されていくわけで

あります。

一方、平成29年度予算調製方針には特定基金の見直しがうたわれています。なぜポストサミット関連事業のために新たな基金を設置する必要があるのでしょうか。本来なら、伊勢志摩サミット三重県民会議の決算剰余金と予備費は一般会計に繰り入れるべきと考えます。

そこで、あえてこの財政難のときに、また、特定基金の見直しが求められているときに、さらに、政策課題枠があるにもかかわらず基金を設置する理由をお聞かせいただきたいと思います。

加えて、ポストサミット関連事業を実施する際、政策課題枠と基金事業とでどのようにすみ分けられるのか、基本的考えについてもお伺いいたします。

〔村上 亘雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（村上 亘） ポストサミットに向けましての基金設置について2点御質問を頂戴いたしました。順次御答弁を申し上げます。

まず、ポストサミット関連事業のための基金設置の理由について御答弁を申し上げます。

伊勢志摩サミットの開催に向けまして、オール三重で一丸となってサミットを成功させるため、伊勢志摩サミット三重県民会議では、県内外の企業、団体、個人の皆さんに、県民会議が実施する事業への寄附金による御支援をお願いいたしました。その結果、993件、5億2565万5282円の御寄附をいただきました。

伊勢志摩サミット三重県民会議解散時において残余となる寄附金につきましては、平成29年度以降のポストサミット関連事業の財源とすることを前提に、県民会議で役員会や部会での手続を経まして、県事業での活用を承認いただいております。また、県において財源不足のための補填に充てることがないようにとの御意見も頂戴をしているところでございます。

県では、国内での次のサミット開催地が決定するまでをポストサミット期と捉えまして、長く効果が持続すると期待される取組を展開していくことと

しております。

伊勢志摩サミット三重県民会議から受け入れる寄附金の残額について使途を明確にする必要があること、複数年にわたりポストサミット事業を実施していくこと、加えまして、使途目的が類似している基金がほかに存在しないこと、以上の理由から、基金を設置することが適切であると考えております。

続きまして、特定政策課題枠事業と基金事業のすみ分けについて御答弁申し上げます。

特定政策課題枠で要求する事業の財源は県費だけではなく、国費や基金なども含まれます。伊勢志摩サミット三重県民会議への寄附金の残余をもとに設置する基金につきましてはポストサミット事業に充てることとしておりまして、特定政策課題枠で要求されるポストサミットを地方創生につなげる事業についても対象になります。

特定政策課題枠の事業も含めまして、基金を具体的にどのポストサミット事業に充てていくかは今後の予算調製によりますが、伊勢志摩サミットのレガシーを生かしまして、サミットの開催を契機に実施される事業のうち、効果の高い取組に活用していきたいと考えております。

県財政がより一層深刻な財政状況にある中、基金を活用し事業を実施することで、サミットの効果を広く波及させることに寄与できると考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 経営方針を毎年議論して、政策課題枠というのはある面で単年度ですよね。基金を設置すれば、先ほど局長がおっしゃったように複数年で、ロングスパンで事業をやっていけると。その違いは確かにあろうかというふうに思います。来年、ポストサミット事業が特定政策課題枠に登用されるかどうかは未知数ですし、もう少しポストサミットについての事業をやっていききたいという気持ちはわかります。

そうしたら、その基金を設置した際に、一体この基金事業を何年ぐらいやっていかれるおつもりなのか、また、1億円という金額、使う事業の内容

によっても異なるとは思いますが、枯渇したときに改めて一般会計から繰り入れるような流れもつくられるおつもりか、その二つを聞かせてください。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（村上 亘） まず、いつまでというところですが、ポストサミット期につきましては次の国内でのサミット開催地が決定するまでというふうに考えております。G7の枠組みはこのままで、かつ伊勢志摩サミットと同時期の開催及び開催地発表と想定をすれば、平成27年度から7年後の平成34年度までという形になるかと思えます。

続きまして、枯渇の問題ですが、実は基金につきましては平均して配分をするという考え方ではございませんでして、特にスタートでございます平成29年度に厚く手当てをしていきたいというふうに思っております。

年次が進むにつれて低減をしていくという想定をさせていただいておりますけれども、枯渇をした場合は当然、基金を廃止するという形になりますが、それ以降、ポストサミット事業として必要なものがあれば、基金以外の財源でぜひ取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） もう一つ、夏から三重県海外MICE誘致促進補助金制度ができましたね。あの補助金制度もどれぐらいの年数で今後継続されるおつもりかお聞かせいただけますか。

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 三重県海外MICE誘致促進補助金につきましては明確にいつまでということは置いておりませんが、引き続きMICEを誘致していく上で、ああいった補助金があるということはほかの競合団体との誘致合戦のときに有力な武器になりますので、一定MICEの誘致に成果を上げていく上では必須のものかなというふうに考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 知事も次の国内でのサミットまではやっぱりポストサ

ミット期として積極的に取り組んでいくとおっしゃって見えますよね。今、答弁を聞いていますと、基金のほうは何となくあと7年間頑張るつもりらしいけれども、MICE誘致についてはそこまで頑張ろうという気がどうもなさそうなんですけれども、その整合性はどうなんですか、知事。

○知事（鈴木英敬） 思いとしては水島観光局長も、ポストサミット期に合わせてMICEをしっかり整合性を持ってやりたいということでしょうけれども、総務部もなかなか厳しいということもあってここで自信を持って言えなかったというのはあると思うんですが、いずれにしても、ポストサミットの大変重要な取組がMICEであるということには間違いありませんので、いろんな整合性を図りながら政策に取り組んでいきたいと思えます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 部局間調整もしっかりしてくださいね。

次に、伊勢志摩国立公園ナショナルパーク化についてお伺いします。

政府が設置した明日の日本を支える観光ビジョン構想会議により本年3月に策定された明日の日本を支える観光ビジョンでは、インバウンドの拡大に向け、国立公園を世界水準のナショナルパークにしていくことが盛り込まれました。

こうした中、環境省は、ナショナルパーク化を進めるため、全国で8カ所の国立公園を選定し、伊勢志摩国立公園もその一つに選定されました。ちょうど70周年のこの年に選定されたということは非常にうれしい思いでございます。

先導的モデルに選定された国立公園は、年内にそれぞれが策定するステップアッププログラム2020に基づき取り組むとしています。

そこで、現在策定中の伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020の取組方針なり概要をお伺いいたします。

続いて、伊勢志摩地域の集客に向けた取組、特に宿泊者対策についてお伺いをいたします。

知事は、伊勢志摩サミットにより三重県の知名度が飛躍的に向上したのを

受け、ポストサミットの取組として、ウイメン・イン・イノベーション・サミット、WIT2016など、多くの国際会議やイベントを開催してきました。また、三重県海外MICE誘致促進補助金制度を設立し、県内での国際会議開催を財政支援するとともに、国際会議の誘致や開催のため、三重大学と連携して取り組む協定を締結してきました。

近県の集客力が低下する中、三重県は、本年上半期の延べ宿泊者数は前年同期対比12.4%増の460万人で伸び率全国1位、外国人延べ宿泊者数は45.2%増の21万人で全国4位と伺っています。

ただ、伊勢志摩サミットにかかわる経済効果については、県内への直接的経済効果は483億円、ポストサミットの経済効果は1489億円と試算されていますが、いまだまだら模様でございますし、これは知事も、新聞報道でありましたように、認めてみえるところでございます。

私は、サミットが開催された志摩観光ホテルをはじめとする有名主要ホテルは今後も多くの予約が予想されますが、地域の民宿や旅館などにはサミット効果は薄いと感じています。まさか知事は、どこかの総理大臣ではありませんが、大手ホテルがもうかれれば旅館や民宿もそのうちもうかるというトリクルダウン現象を考えてみえるわけではないと思いますけれども、MICEや国内外の富裕層の宿泊は主要ホテルであり、ベッドのシングルユースであります。中小ホテル、旅館や民宿の多くは相部屋、畳仕様であります。

こうした状況を見た際、MICE誘致も大切ではありますが、本年サミットでお断りをした修学旅行などの団体客や家族旅行、畳の日本的文化の体験を希望する外国人トラベラーなどへのアプローチも大切ではないかと考えています。客単価は低いですが、集客数としては圧倒的に多いと考えます。

そこで、現在の伊勢志摩地域の宿泊事情を勘案した集客対策をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 伊勢志摩国立公園ナショナルパーク化に向けたステップアッププログラム2020の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、9月に観光関連団体や交通事業者、環境省、関係市町の皆さんと立ち上げました伊勢志摩国立公園地域協議会において、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020の検討を進めています。

本年11月に開催しました第2回協議会では、プログラムの中間案をお示しするとともに、景観保全を専門とする三重大学の浅野先生に御講演をいただき、伊勢志摩国立公園の景観づくりの方向などについて、協議会の構成員が再認識をいたしました。

また、プログラム中間案につきましては、地域でエコツアーを実施する活動団体によるワークショップ、地元説明会などを開催し、地域の企業や団体、住民の皆さんから様々な意見を聞いています。

皆さんからは、ナショナルパークに住んでいるという住民の自覚を醸成していくことが必要である、あるいは、地域全体でおもてなしの心を育てていくことが重要など、貴重な意見をいただいています。

こうした意見なども参考に取りまとめた最終案を、今月20日でございますけれども、第3回協議会においてさらに検討を加え、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020として策定、公表したいというふうに考えています。

この中間案では、コンセプトといたしまして、悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海、基本方針として、伊勢志摩地域の人々が、国立公園内に住んでいることに意義と誇りを持ち、自発的に魅力的な国立公園づくりを推進していくこと、平成32年度の目標として、外国人観光客を、現在3万3000人見えているのを約3倍の10万人に引き上げることなどを掲げているところであります。

また、豊かな自然の保全と活用を図り、特にインバウンドの拡大を目指すために、大きく五つの取組方向を示しています。

一つ目として、重要なビューポイントにおける景観保全やアクセス道路の環境改善、二つ目としまして、魅力的なエコツアープログラムの開発やブラッシュアップなど、多様なサービスの提供に向けた民間活力の向上、三つ

目としまして町並み等の景観保全、四つ目として、多言語化案内標識やWi-Fi無料アクセスポイントの設置など、情報アクセス環境の整備、五つ目としまして、外国人記者を対象としたファムトリップの活用や、国別にターゲットを絞ったプロモーションビデオなどによる情報発信、さらに、こうした取組方向に基づいて、地域で活躍する人材の育成に取り組むことを盛り込んでいます。

世界に誇る伊勢志摩の自然の魅力を確実に保全し、非日常を体験できるエコツーリズムなどに活用していくことで、上質感あふれる景観や空間を形成し、国内外から大勢の観光客が訪れる世界水準のナショナルパークとなるよう取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 伊勢志摩地域の宿泊者対策についてお答え申し上げます。

伊勢志摩地域におきましては、観光産業はサービス産業の全産業に占める割合が県平均を大きく上回るなど、地域の発展になくてはならない基幹産業であると認識しております。

欧米、富裕層をターゲットにしたインバウンド誘致、MICE誘致につきましては、伊勢志摩サミットの開催を契機に、従来からの取組に加えて新たに取組を始めたところでございます。一方、来訪者の大多数を占める国内旅行者等に対する集客の取組も、引き続き大変重要であると考えております。

伊勢志摩地域ではこれまで、伊勢志摩学生団体誘致委員会との連携によりまして、関西圏、関東圏からの修学旅行誘致ですとか、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構や交通事業者等と連携した伊勢志摩キャンペーンなどに取り組み、集客促進を図ってきたところでございます。

また、サミット開催を記念しました伊勢志摩サミットありがとうプランなどの旅行商品の造成や、県内観光関連事業者と旅行会社を直接結びつけ、中京圏、関西圏からの送客につなげるため、新たに三重県観光マッチング商談

会に取り組んでおりました、参加いただいた事業者の方からは、旅行商品化につながる具体的な商談ができたとお声をいただくなど、手応えを感じているところでございます。

宿泊施設では、一人旅や女子旅、また、日本らしさを求める外国人旅行者に代表されるように、旅行スタイルの変化や多様化するニーズにきめ細やかに対応することが求められております。

伊勢志摩サミットをきっかけに、集客力の向上や高付加価値化、新たにインバウンド対策に取り組むホテル、旅館、民宿などが増加しておりまして、これらの取組を支援する三重県版経営向上計画の認定件数も、11月末現在で前年同期比約2.7倍以上となっております。

こうした経営向上に向けた動きを後押しするため、計画策定や専門家派遣による計画実施のサポートなど、商工団体とも連携してきめ細やかな支援に取り組んでいるところで。

国の宿泊旅行統計調査によりますと、延べ宿泊者数の伸び率等につきましては先ほど御紹介いただいたとおりでございますが、直近9月の客室稼働率の伸び率、こちらのほうも、対前年同月比で全国第7位と好調でございます。

これらサミット後の好調な流れを伊勢志摩へのさらなる集客につなげ、旅館や民宿へ多くの方々が宿泊していただけるよう、関係者と連携し、これからもしっかりと取り組んでいきたい、このように考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） ナショナルパーク化と民宿や旅館への誘客と、ある面ではセットで頑張っているというふうな期待をするところでございます。伊勢志摩サミット直後ぐらいによくミステリーツアーが随分志摩方面へ出たようでございますけれども、あれは、つくった理由は別の理由やったようですけれども、ああいったいろんなメニューも考えていただきながら、旅行会社と連携をとってしっかりと誘客に努めていただきたいと思っております。

ナショナルパーク化につきましては、たしか国からの交付金もあるという

ふうに向っています。そういった意味では、外国人、日本人、それから障がい者、子ども、老人、それぞれの人らが本当に楽しめるようなバリアフリーの環境整備も、せっかくビューポイントだとか最寄りの駅からのアクセスルートの改善だとかされるのであれば、そこらにもしっかりと視点を置いていただきますようお願いを申し上げますとともに、Wi-Fiの話はさっき出ていました。それから、ビューポイントの標識を多言語化するという話も伺いました。現場のほうの職員からなかなかユニークな設計をしておるといふふうに向っておりますので、そこら辺は大いに現場の声も活用しながらナショナルパーク化について取り組んでいただきますよう要望をしておきたいと思えます。

続いて、3点目の防災対策について伺います。

まず、津地方気象台と三重県の連携について伺います。

本年3月、私の一般質問で、三重県が求める気象庁の地方移転については困難であるとの答弁でした。その後、9月にまち・ひと・しごと創生本部が、津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援すると決定したと聞きました。

一方、知事は9月定例会で、津地方気象台と三重県の連携による防災機能の充実強化のための取組が実現する運びとなりましたと述べ、平成29年度当初予算編成に向けての考え方の中にも、津地方気象台と連携した防災人材の育成などに取り組みますとあります。

そこで、今まで津地方気象台との連携をどのように三重県はされてきたのか、また、今後県が防災施策を推進していく上で、津地方気象台と具体的にどのような連携を進めていくのか、伺います。

例えば、単に情報交換の場をつくるだけなのか、人材の相互交流などあるのか、今策定中の三重県版タイムライン策定に津地方気象台はどのような役割を果たすのかなど、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、熊本地震の教訓についてのお考えをお伺います。

平成29年度三重県経営方針（案）の重点取組の考え方において、熊本地震の教訓を踏まえた防災・減災対策の展開とあります。予算決算常任委員会にて、熊本地震を踏まえたというのが目につきますがという議員の意見に対し、熊本地震を踏まえたという冠をつけることにより別途予算要求ができ、予算確保がしやすいというような正直な御答弁も聞かせていただきました。

従来、平成26年に策定されました三重県新地震・津波対策行動計画では、「東日本大震災が突きつけた教訓と課題をしっかりと受けとめ、わたしたちの『郷土』みえの未来を守るために、今、なすべきことは何かを考え、着実に対策に取り組んでいきます。」と記載されていますように、南海トラフを震源とする大地震や津波対策が中心であります。

三重県新地震・津波対策行動計画の中にはもちろん、1854年の伊賀上野地震などの経験により、「内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておく必要があります。」と記載されていますけれども、内容はやや補足的であります。

そこで、熊本地震を踏まえて、防災対策部として今後、内陸直下型地震を三重県新地震・津波対策行動計画の中でどのように位置づけていくのか、お考えをお伺いします。

また、県土整備部は、従来取り組んできた津波対策より、平成29年度三重県経営方針（案）に沿って内陸直下型地震に対する事業に注力するなど方針変更をされるおつもりか、お伺いをいたします。

なお、私は内陸直下型地震を軽視するものではありませんが、被害の甚大さや対象人員の多さを考えた際、従来どおり地震・津波対策に重点を置いた施策を進めるべきではないかと考え、新年度に向けた取組は熊本地震に傾斜し過ぎているのではないかというふうに危惧しておるところも申し添えておきたいと思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 防災対策について2点お答えをさせていただきます。

まず、津地方気象台と県との連携についてであります。津地方気象台とこれまでの連携につきましては、台風接近などにより災害発生が予想される場合に、知事以下県の幹部職員が一堂に会する災害対策本部の本部員会議等におきまして、津地方気象台の職員から今後の気象状況の予測説明や専門的な助言をいただき、県の災害対策活動に生かしているところでございます。

また、津地方気象台と県の共催によります防災講演会等を通じまして、県民への防災知識の普及啓発活動を実施するなど、現在も顔の見える関係を構築しているところでございます。

今後の連携の具体的な内容につきましては、津地方気象台と協議を重ねまして、津地方気象台からの県災害対策本部への職員派遣、県防災施策に関する研究会の設置、みえ防災・減災センターと津地方気象台との連携、学校における防災教育・防災対策推進のための連携、以上4点について連携を強化していくことを本年9月に決定したところでございます。

県災害対策本部への職員派遣につきましては、例えば大雨特別警報の発表や大規模な地震の発生など、県内に甚大な被害が予測される場合には、津地方気象台から24時間体制で県災害対策本部に職員が派遣され、専門的な助言をいただくことといたしております。

また、県防災施策に関する研究会を設置し、台風発生から発災までの時間を活用し防災・減災対策を行う三重県版タイムライン（仮称）の策定に当たりましては、紀宝町のタイムライン策定にかかわってきた経験と専門的な見地から、市町における早期避難など、被害の最小化につながる気象情報をいかに迅速に県へ情報提供できるかなどについて、津地方気象台に助言をいただき、具体的な検討を行ってまいります。

さらに、みえ防災・減災センターとの連携によります防災人材の育成など、さらなる地域防災力向上の取組や、県教育委員会との連携によります防災教育、防災対策の拡充を行っていく予定でございます。

こうした津地方気象台との連携強化により、本県の災害対応体制の強化と、県民への啓発や防災人材の育成など地域防災力の向上を図り、防災・減災対

策のさらなるレベルアップを目指してまいります。

次に、熊本地震を踏まえた新地震・津波対策行動計画についてですが、東日本大震災は、従来の想定を大きく超える津波や揺れ、液状化による被害をもたらすなど、我が国の防災対策のあり方を根底から覆すこととなりました。

このため、現行の新地震・津波対策行動計画では、南海トラフ地震の脅威にさらされている本県として、東日本大震災での教訓と課題をしっかりと受けとめ、地震・津波対策を実施していくことを基本的な考え方として取り組んでおるところでございます。

一方で、内陸直下型地震については、本年4月には熊本地震が、10月には鳥取県中部での地震が相次いで発生したところであります。熊本地震では、災害応急対応につきまして、車中避難者などの避難所外の避難者への支援の困難さ、それから、発災直後の物資不足、物資調達について、国からの物資支援が避難所まで円滑に届かなかったことなど、新たな課題が明らかとなりました。

このため、本県では、車中避難者の把握と支援、公的備蓄に関する県と市町との役割分担、国や他の自治体からの物資等の広域支援に対応するための三重県広域受援計画、仮称でございますが、の策定について、市町とともに検討に着手したところであります。

次期行動計画の策定に当たりましては、南海トラフ地震への対策を中心としつつ、熊本地震や鳥取県中部での地震を踏まえて、内陸直下型地震の発生リスクなどについて県民の皆さんに周知するとともに、熊本地震で課題となった災害応急対応を迅速かつ的確に実施できるよう、平成30年度からの次期行動計画に反映してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 私から、熊本地震を踏まえた県土整備部の地震対策についてお答えをさせていただきます。

熊本地震では、大規模な斜面崩壊や広域的地盤沈下だけでなく、海岸堤防や港湾施設の沈下、ひび割れなどの被害も確認されており、内陸直下型地震が海岸堤防などに及ぼす影響を再認識したところでございます。

県土整備部の地震・津波対策としては、南海トラフ地震への対策を中心とした、地震動、液状化、津波への取組が必要と考えております。

引き続き、現在の新地震・津波対策行動計画に即して、公共土木施設の耐震化や、堤防を粘り強い構造とする海岸堤防の強靱化などの津波対策、木造住宅の耐震化などを着実に実施していきたいと考えております。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） ちょっと聞き落としたんですけれども、今度からは災害対策本部へ津地方気象台が来てくれるんですね。今までは来ていなかった、情報をもらっていただけなんですか、確認します。

○防災対策部長（福井敏人） 基本的には台風なんかが中心でありますけれども、台風発生の例えば2日ぐらい前とかそういう段階で、今のところは災害対策本部を設定する前に緊急部長会議のような形で来てもらうとか、そういう対応も含めてやっていたところで、今までは24時間ずっと災害対策本部へ詰めていただくというようなことはなかったということでございます。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） タイムライン、今、つくってもらっているやつ、これは当然予測できる台風を前提としてつくっていただいていますよね。当然のことながら津地方気象台の職員は気象のプロでありますから、大いに彼らの意見を取り入れながらすばらしいタイムラインに仕上げていただきたいなというふうにお願いをするところなんですけれども、確かに、今までも顔の見える関係をつくってきました、これからは先ほど申されたような幾つかの諸事業をやっていきますということは伺いました。

私自身のイメージから言えば、今まで気象台ってほとんど顔を見たことがないというのが正直なところありますので、今後、今、部長がおっしゃったような形で本当に世の中に気象台が出てきて、思いっきり活躍をしてもら

えるというのはほんまかいなというのが正直不安であります。

今まで余り出なかったのがほいほい気楽に、じゃ、行きますわ、講習会ですか、じゃ、私のところから講師を派遣しますわって、气象台がそこまで汗をかいてくれるのか、それを引っ張り出す県の覚悟があるのか、そこら辺がやっぱりポイントになるんだらうというふうに思います。しばらく様子を見ながら、今おっしゃった事業をちゃんとしていただけるかどうかは確認をしていきたいと思います。

内陸直下型地震の話のときに車中泊の話が出ましたね。あれは、しかし、東日本大震災の直後でも、あの当時は車中泊と使わずに、たしかエコノミー症候群で問題やというのが随分話題になったので、本来、今回熊本地震やったから改めて車中泊であだこうだと検証するよりも、既に検証が終わっていなければならない課題じゃないかなと思いますし、物資の搬送についても、内陸直下型地震だからどうだ、東日本大震災だからどうだというんじゃなくて、今日も廣議員のほうから、物資の搬送についての課題というのは指摘されました。

ですから、内陸直下型地震だろうが南海トラフだろうが、ほとんど、8割、9割は共通項だというふうに思うんです。県土整備部も結局ごちゃまぜになって、今、頑張りますって答弁していましたので、内陸型や海溝型やて明確には答えていませんけれども、やはりちょっとの違いがあったときに、今後、内陸型にも視野を通しながらやけれども、もう一回、くどいですがけれども、被害の甚大性だとか対象人員を考えたときには、やっぱり今までどおりの南海トラフ地震を基点とした防災対策でこれからも進めていっていただけたらなというふうに思うところでございます。

じゃ、最後に、三重とこわか国体についてお伺いします。

去る7月20日に開催された日本体育協会理事会にて、第76回国民体育大会の開催地として三重県が正式に内定されました。いよいよ本県で、昭和50年のみえ国体以来、約46年ぶりに国体が開催されることとなります。

そこで、県では、愛称を「三重とこわか国体」、スローガンを「ときめい

て人 かがやいて未来」、マスコットキャラクターの愛称を「とこまる」と決定し、開会式、閉会式を行う三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場の改修を進めています。

平成33年開催に向けて、万全な大会運営ができるよう、また、目標とする成果が得られるよう、市町や競技団体と連携しながら準備を進めていかなければなりません。

そこでお伺いをいたします。

先日、第71回いわて国体が閉会しました。昨年の知事提案説明では、わかやま国体は27位であり、今年のおいわて国体は10位台を目指すとありましたが、残念ながら総合27位と、昨年と同順位でありました。一方、全国障害者スポーツ大会は、県勢として過去最多の30個のメダルを獲得するなど、優秀な成績をおさめました。

そこで、まず、本年のおいわて国体の総括をどのようにお考えか、知事にお伺いします。

もう既に館議員が代表質問で質問されたとき、国体の知事所感はというようなニュアンスの質問であったので、そのとき知事は、女子競技力が期待に応えられなかった、経験不足、情報分析不足とお答えでしたが、全国障害者スポーツ大会も終わった後、改めて県としての競技結果に対する総括をお伺いいたします。

また、国民体育大会三重県準備委員会において、輸送・交通、警備・消防、広報・県民運動などの専門委員会が設置され、運営に向けた準備を進めてみえますが、国体を運営する上で、課題や問題点などの掘り起しはできたのか、お伺いしておきます。

次に、アスリートの職員採用についてお伺いします。

全国に散らばるアスリートを三重県選手として出場してもらうには、選手の三重県内における雇用の場づくりが重要であります。本年夏ごろから三重県体育協会が、県内民間事業所に対し国体選手の採用を要請して回っていると伺いました。民間頼みばかりではなく、昭和50年のみえ国体においても県

職員として国体選手を多く採用した経過から、県も率先して選手の採用にばちばち取り組む時期と考えます。

既に教員採用試験においては、スポーツ競技者特別選考枠の設置や一般選考におけるスポーツ実績加点などの制度があり、県警の警察官採用においても、平成11年度から警察官採用候補者試験には武道区分を導入し、柔道と剣道で毎年採用してきました。

そこで、何度も申し上げますけれども、知事部局の職員採用についても実施すべきと考えますが、総務部長のお考えをお伺いします。

最後に、大会運営経費についてお伺いします。

これも館議員の代表質問において、大会運営経費について今後市町と協議していくとの答弁がありました。確かに、各種目を運営する市町への財政的支援は今後の積算となることでしょう。市町の体育施設整備費や将来三重県の資産として活用される伊勢陸上競技場改修費などは除き、三重県として、開会式や閉会式をはじめ、国体運営のため直接支出する真水の経費はどの程度必要なのか、改めてお伺いしたいと思います。

国体は、文部科学省の補助金や日本体育協会の交付金、一方、市町の負担などもあり、まだまだ未確定であります。今後、私たちが予算議論をしていく上で、おおよその規模を知りたいと思います。10億円で済むのか、100億円かかるのか、伊勢志摩サミットのときみたいに50億円程度で済むのか、概算を提示いただけたらと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 希望郷いわて国体の競技の総括と、大会運営への生かせる部分はあるかということでございます。

希望郷いわて国体の結果を受けまして、三重県競技力向上対策本部の各専門委員会において有識者等に御意見をいただくとともに、競技団体とも協議を行ってまいりました。

意見としてあったものは、具体的には、女子選手の発掘、育成を充実させること、ジュニア期から一貫した育成強化体制を確立すること、指導者がよ

り多く経験を積み、指導スキルの向上を図ること、トップアスリートを県内に定着させるために、就職支援の取組を計画的に進めるとともに、こうした選手が活動を継続できる環境づくりを進めることなどの御意見をいただいたところであります。

今後は、こうした御意見を踏まえながら、本県トップアスリートが東京オリンピック・パラリンピックをはじめ国内外の大会で活躍するとともに、三重とこわか国体において天皇杯、皇后杯を獲得できるよう、三重県体育協会、競技団体等の関係団体と連携しながらしっかりと取組を進めてまいります。

続いて、大会運営についてであります。

希望郷いわて国体は、東日本大震災からの復興や直前の台風10号による被災など、厳しい状況下での開催となりました。こうした状況の中でも、市町村や競技団体だけでなく、関係機関やボランティアの方々など県民の皆さんが一丸となって取り組み、国体を大成功に導かれました。

達増岩手県知事も、大会終了後、国体に対する感想を聞かれ、上できだった、成功させ、岩手全体として希望を持つことができたのではないかと述べられておられます。

このような困難な状況を乗り越え成功された希望郷いわて国体の大会運営を参考とすべく、岩手県から様々な情報をいただいております。

その中では、国体総合閉会式で全国障害者スポーツ大会の競技の魅力を紹介するなど、国体と全国障害者スポーツ大会との連携を図るとともに、「130万人で参加宣言！」と名づけられた広報、県民運動を通じ、保育園児によるダンスを使った盛り上げや地元企業、事業所による運営ボランティアへの参加など、より多くの県民の方に参加していただける仕組みがありました。

これらの希望郷いわて国体の取組も参考にしながら、三重とこわか国体の開催が人々に夢と感動を与え、活力に満ちた元気な三重につながるよう、県民力を結集し、万全な準備に取り組んでまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 三重とこわか国体に向けての職員採用についてお答えをさせていただきます。

本県におけるスポーツ振興のためには、三重とこわか国体を成功に導くとともに、国体後においても、本県の競技力の向上や地域におけるスポーツ活動の促進、スポーツを通じた地域の活性化を図っていく必要があります。

そのため、県においても、スポーツ振興の中核となる人材を確保していく必要があるものというふうに考えております。

なお、県職員の採用に当たっては、採用試験における公平性や公正性、透明性を確保する必要があることから、現在、職員採用試験の実施機関である人事委員会事務局と検討を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 三重とこわか国体の開催に向けての経費でございますが、現在、三重とこわか国体の開催に向けまして、会場市町及び関係団体と連携をして開催準備を進めているところでございます。

三重とこわか国体の開催経費を算出するためには、総合開・閉会式の式典内容、国体の会期や競技会の日程、各競技会の運営方法等、これら多くのことを決めていく必要がございます。

一方、先催県では、総合開・閉会式の式典に係る経費や各競技会の運営に対する市町村への交付金、市町村の競技施設の整備に対する補助金が開催経費の多くを占めていると聞いております。しかし、これらの総額は、開催県の地理的条件や各競技会場施設の状況によっても異なっているというのが現状でございます。

こうしたことでございますので、現時点においては、開催経費の見込み額を算出することは大変厳しい状況でございます。今後、総合開・閉会式の式典内容や、輸送・交通対策、宿泊の確保に向けた取組について検討をするとともに、会場市町や競技団体と競技会の運営方法について協議を行ってまい

ります。

これらの取組を進めながら先催県の開催経費の分析等も行い、簡素・効率化の観点のもと、本県における概算経費を平成29年度中にはお示しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 職員採用ですけれども、常任委員会で言っても結局、人事委員会事務局と協議します、それっきりで一向に進展がなかったもので、ここでもう一回とって言うたんですけど全く同じ回答でして、一遍に大量に採用するとまためめますし、もうあと5年ですから、早急に人事委員会事務局と詰めて進めていただきたいと思ひますし、教育委員会や警察本部のほうは既にその制度があるわけですから、うまくその制度を活用しながらアスリートの雇用の場づくりに努めていただきたいなと要望だけしておきたいというふうに思っています。

村木スポーツ推進局長の、来年度を楽しみにしておってくれというお話です。今言ったら、恐らく数字がひとり歩きするのも嫌なんでしょうし、東京オリンピックみたいに豆腐屋さん状態になるのもかなわんという思いもあるんだらうと思ひます。

ただ、4年前、平成24年に岐阜県がぎふ清流国体をやりました。岐阜県の決算書から拾い出してみますと、おおよそ直接的経費は60億円前後、岐阜県でもかかっていたんじゃないかなと私は推測しています。と考えると、三重県も、環境の違いはあったとしても、その程度は要るんだらうなというふうに想像せざるを得ません。ただ、昭和50年、みえ国体が開催されたときはオイルショックの直後で、本当にけちけち国体やったんやわというふうに、私は学生でしたから知りませんでしたけれども、先輩の県職員が言ってみえます。

今回は、平成33年に国体があって、翌年が公債費のピークなんですよね。三重県というのはめぐり合わせが悪いところやなど、国体に対してはと思う

ところですが、それはそれの中で必要なものはきちっと予算化し、無駄を省いた中での、それぞれの参加者に楽しんで満足感を持っていただける国体になるようにしていただきたいなと思っています。

60億円かかる、寄附金もようけ集めやなあかんと、岐阜県みたいに西濃運輸は三重県にないでしょうし、寄附金集めの得意な石垣副知事もそのころにはきつとないかもしれませんので、県職員と県議会が早い時期から予算審議をして、しっかりと覚悟と行動を持って国体が成功されますことを祈念申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 32番 中嶋年規議員。

〔32番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○32番（中嶋年規） 平成28年の一般質問の大トリを努めさせていただきます志摩市選出の中嶋年規でございます。

大トリの重役に力不足ではございますが、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

伊勢志摩サミットが終わりまして半年が過ぎました。有形、無形のレガシーが残っておるわけでございますけれども、その中の一つとして、七つの真珠をあしらったラペルピンを真珠業界が一丸となつてつくっていただきまして、今日、私も胸につけてまいりました。この議場にもこのラペルピンを既に御購入いただいた方もおみえになりまして、杉本熊野議員、岡野恵美議員には、私のほうにお問い合わせをいただきまして、御購入いただきました。この場をおかりしまして深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ほかの議員の皆さんもちょうちよなく、私のほうへおっしゃっていただければあつせんをさせていただきます。当然、あつせん料は私は取りませんので、ぜひとも真珠振興のために御協力をいただきたいと思うところであります。

このサミット開催から半年を受けて、11月27日に伊勢志摩サミットを契機

とした県民活躍シンポジウムを開催いただきました。そこでこの伊勢志摩サミット三重県民宣言というものが発表されまして、（現物を示す）これについてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。（パネルを示す）

伊勢志摩サミット三重県民宣言は、前文と、それから四つの決意、それから県民の方にこういう行動を起こしてほしいよねというふうな行動事例というもので構成されておりまして、このパネルは四つの決意のことについて抜き出させていただいております。自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、様々な国の様々な立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にしますという親和の決意、それから、美しい自然をはじめとする豊かな環境を守り育み、共生して、持続可能な社会にしますという調和の決意、三つ目に、三重の伝統文化を学び、伝え、創造し、発展させ、心豊かな社会にしますという和の文化、四つ目に、安全・安心な社会をつくりながら、平和を強く希求していきますという平和の決意の四つでございます。

ところが、伊勢志摩サミットが終わってこの半年間に様々なことがございました。国際情勢を見ますと、本日もイタリアのレンツィ首相が辞任を表明される、それから、イギリスが国民投票でEUからの離脱を決めました。また、難民問題を抱えますフランス、ドイツにおいても、EUに批判的な右派政党が台頭してきております。アメリカにつきましてはトランプ次期大統領のアメリカファーストという宣言がなされるなど、総じて開かれたグローバル社会とは逆の、どうもポピュリズムに基づくナショナリズムのほうへ時代の流れが動きつつあるんじゃないかなということを感じております。

この状況は、先ほど御紹介しました伊勢志摩サミット三重県民宣言にあります、自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、様々な国の様々な立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にしますという親和の決意であったりだとか、安全・安心な社会をつくりながら、平和を強く希求していきますという平和の決意とどうも逆の方向にあるように危惧をするところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、伊勢志摩サミット終了後の国際情勢に

においてポピュリズムが台頭し、主要国がナショナリズムに傾倒しつつあると私は懸念しておりますけれども、伊勢志摩サミット三重県民宣言に示す親和や平和の決意を踏まえ、これから県民が行動していただくために、知事からのメッセージをいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 現下の国際情勢を踏まえ、伊勢志摩サミット三重県民宣言で示した親和や平和の決意、これを踏まえた県民の皆さんの行動に対するメッセージということであります。

伊勢志摩サミットは、三重を発信する機会であったとともに、私たち三重県民が世界を身近なものに感じ、世界との距離を縮める機会でもありました。そして、世界の人々とのつながりを持つ機会でもありました。

伊勢志摩サミット三重県民宣言の四つの決意のうち、親和と平和に係る決意は、サミットを開催した三重県として特に世界も意識した決意であり、これまでの三重県での実践の歴史やサミットの成果等も踏まえた三重県民の普遍の決意であります。

宣言をつくるに当たっては、懇話会やフェイスブックなどで県民の方に広く御意見をお伺いし、四つの決意と行動は、それら意見を可能な限り取り入れました。

一方、平和については、大き過ぎる、安全・安心だけにしてはどうかといった御意見も実はあったのですが、伊勢志摩サミットでは平和が大きく発信され、また、各国首脳が訪問した神宮が平和への祈りの場所であることも踏まえれば、宣言に平和の決意は必須であるとの考えで記述として残したという経緯もあります。

今月発売の月刊誌への私の寄稿でも書かせていただきましたが、伊勢志摩サミット後、子どもたちへの取材の中で、サミットは平和だからできる、平和が続いてほしいと述べた子どももいました。それが、私たちの宝である子どもたちの願いです。平和と聞くと世界平和、大ごとととられる方もいらっしゃるかもしれませんが、例えば、まずは身の回りのことから、家族や友人、

近所、職場など周囲の人を大切にするとか、多様な価値観を理解し、もめごとなどがあっても話し合いで解決するなどから始めていただければと考えております。

差別や偏見、紛争、残念ながらこういったことは現実にまだまだ起こっております。宣言の四つの決意に基づいて、身近なことからまずは一步を踏み出して行動していただくことが三重の新たな未来を築き上げることになり、それは三重にとどまらず、さらに大きく、日本の、世界の未来をも築き上げることにつながっていくと私は信じています。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） どうもありがとうございます。

シンググローバリー、アクトローカリーという言葉がありますが、グローバルなことを考えるにはまず足元から行動していこうよと、そういう思いでの組み立てにもなっておりますし、国際情勢がこのような状況であったとしても、この理念を、決意を貫くことによって思いが通ずるというふうに感じていらっしゃるということについては私も同感するところでございまして、ぜひとも、大きな流れもあろうかもしれませんが、変えざるもの、不易流行の考え方、そのまま守るべきものと変えていくべきものと、しっかりと踏まえながら、この理念の実現に向けて努力を我々もしていきたいというふうに思いますので、引き続きの御指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、2件目の三重のブルーシーフードについてを質問させていただきます。

12月1日に記者発表されましたが、この12月12日に一般社団法人セイラーズフォーザシージャパンと県産水産物の持続可能な利用及び水産業の発展に関する包括協定を締結していただくこととなったとお聞きしました。その内容につきましては、ブルーシーフードガイドの推進に関する事、海洋環境保護教育の推進に関する事、県産水産物の情報発信及び活用に関する事をともに進めることとなっております。

ここで、そのブルーシーフードガイド等について御説明を申し上げたいというふうに思います。（パネルを示す）

まず、今回協定を結ぶ相手の一般社団法人セイラーズフォーザシージャパンですが、これはアメリカのロックフェラー財団が設立した海洋資源保護NPO団体の日本支局で、2013年10月から様々な海洋資源保全プロジェクトに取り組んでいただいております。ブルーシーフードガイドというのはその一環であります。皆さんにお見せしているのがそのブルーシーフードガイドに載っている魚介類であります。

この魚介類をどうやって選定しているかということなのですが、資源として豊富でおいしく安全な魚介類ということで、これをインターネット等で配信しております。判断基準は、魚種、漁獲方法、海域に分けて国際的に検証し、さらに、水産庁のデータ、各漁連のデータ、国際的な自然保護団体等が提供するデータを加味して総合的に判断をしております。本県でとれるイセエビやカキ、カツオなど11種類が同ガイドにも登録されているところであります。

こういったブルーシーフードガイドにのっとった魚介類を利用いただくレストランとか、それからホテル、学生食堂なんかをシーフードパートナーとして認定されているのもこの団体であります。

また、ほかにも、海洋環境に焦点を当てた児童・幼児向け教材をつくって、ゲーム方式で楽しみながら海洋や海の生態系についてきちんと理解できるKELPと呼ばれるキッズプログラムもやっております。

さらに、クリーンレガッタという名前で、これ、プロジェクトの名前なのですが、ヨットレース、海洋スポーツ競技会を開催する際に、その主催者がどのように海洋環境に配慮されて運営されているか、これをチェックして、プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ、参加証という五つの段階で評価する取組もやっております。

このように、セイラーズフォーザシージャパンは幅広く海洋資源保全の取組を展開していただいております。

そこでお伺いいたしますけれども、今回の県産水産物の持続可能な利用及び水産業の発展に関する包括協定を締結することによって、今後、どのような取組を具体的に展開し、その結果、何を目標そうとしているのか、お答えいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） セイラーズフォーザシーとの包括協定締結を機に行われる具体的な取組や目指すべき成果ということで答弁させていただきます。

三重県では、イセエビ漁や海女漁における漁期、漁獲サイズの制限に代表されるように、漁業者による資源管理が盛んに行われています。世界的にも水産物の持続的な利用が推進されており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を見据えたとき、こうした資源管理の取組が重要な要素になってくると考えています。

また、本年5月に開催された伊勢志摩サミットでは、数多くの三重県産水産物が様々な料理に使用され、改めて県産水産物のポテンシャルの高さを認識するとともに、さらなるレベルアップを図り、世界に発信していきたいと強く思ったところであります。

そういった歴史的な資源管理、世界の潮流、県産水産物の可能性について考えていた際、セイラーズフォーザシーの取組を知りました。

今回、包括協定を締結するセイラーズフォーザシーは、先ほど中嶋議員もおっしゃっていただきましたように、平成16年、米国ロックフェラー財団第12代会長のディビッド・ロックフェラー・ジュニア氏によって設立された、海洋環境に配慮したブルーシーフードガイドや海洋環境保護教育を推進する団体です。

今後は、包括的な連携のもと、相互に協力し合うことで、県産水産物の持続可能な利用や水産業の発展を図っていきたいと考えております。

三重県とセイラーズフォーザシーは、今月12日に全国自治体で初めて、包括協定として次の3項目について協定を締結する予定です。一つはブルーシーフードガイドの推進、もう一つは海洋環境保護教育の推進、そして、県

産水産物の持続可能な利用及び水産業の発展ということであります。

具体的な内容ですが、一つ目のブルーシーフードガイドの推進に関することでは、県内の関係団体等と連携し、ブルーシーフードを使ったメニューを取り扱う飲食店やホテル等にブルーシーフードパートナーになっていただき、持続的な水産物の活用を進めていきます。

二つ目の海洋環境保護教育の推進に関することでは、セイラーズフォーザシーが開発した、海洋環境保護に焦点を当てた児童・幼児向け教材K E L Pを活用し、環境教育を推奨していきたいと考えています。

三つ目の県産水産物の持続可能な利用及び水産業の発展に関することでは、水産関係のイベント等において、ブルーシーフードガイドを活用した県産水産物のPRを実施し、消費拡大につなげるとともに、水産物の持続的な利用を行う先進県として情報発信していきたいと考えております。

今回の包括協定を契機に、三重の水産物や水産業を持続可能な産業の視点から世界レベルに高めるとともに、来る東京オリンピック・パラリンピックへの県産水産物の供給なども視野に入れながら取組を進め、水産王国三重の復活につなげていきたいと考えております。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 総務部長になるのかわかりませんが、ぜひお願いしたいのは、ブルーシーフードパートナー、県庁の職員食堂とかも、近いところからぜひパートナーとして認めていただいて進めていただきたいなと思います。

先ほど東京オリンピック・パラリンピックの話もしていただきましたが、大会開催基本計画の主要目標には、持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行すると、こう記されておる中でありまして、ブルーシーフードガイドに沿った取組というのは必ず評価されるものだと私も思っておりますので、力強くおっしゃっていただきましたが、水産王国三重の復活のためにぜひ頑張ってくださいなと思います。

こういったブルーシーフードガイドに載っているようなものが売れる時代になってきたというのは一つ、時代の本当に大きな流れだというふうに思っ

ていまして、大体戦後20年ごとに消費者の好みというのは変わってきたという話があるんですね。

1950年代という戦後間もないころというのは物不足の時代だったので、いか悪かというところで消費者が物を買うか買わないかを決めた。その20年後ぐらいの1970年代という、高度成長期になってきたので、ある程度物が増えてきたけれども、じゃ、これを買うんだったら、俺が好きだから嫌いだからという、好き嫌いで物を判断した。その20年後の1990年代は、バブルの時代でブランド志向でございますので、他人にないものというところで、勝ち負けの判断基準で物を消費してきたと。

今、この我々が住んでいる、生きている2010年代というのは、健康志向であったりとか、環境保全であったりだとか、次世代へ負担を残さないというふうな、そういうことに対して賛成か反対かというところで物を消費するという消費者が増えてきているというふうなお話を聞かせていただいたことがあります。

食に関しましてもやはり、環境保全や健康志向、将来世代への負担を減らすという、そういうことに貢献する食材や料理を積極的に購入しようという価値観を持つ消費者が増えつつある時代だというふうに思われます。

こうした消費者ニーズに的確に対応して、資源管理、環境共生を目指す三重の食、水産王国三重の魚の付加価値を高めるための戦略的な取組として、今回の包括協定締結は時宜を得たものだというふうに評価したいと思いますし、しっかりと、協定を結ぶからには取組を進めていただきたいというふうに思います。

私のほうから、さらなる三重の魚の消費拡大を目指すための取組を提案させていただきますので、お聞きいただいて御答弁いただきたいと思います。

ブルーシーフードガイドの活用方策の一つとして、みえフードイノベーションで開発した商品というのがございます。これも三重県産の食材等を利用してつくられた商品でございまして、この商品とコラボレーションした料

理を、ブルーシーフードパートナーとして登録していただく、県産水産物を利用していただく県内外のレストラン、ホテルなどで開発、PRしてはどうかかなということを考えております。いかがでしょうか。

さらに、そのつくった料理を、タブレットやスマホで料理のレシピを検索できるクックパッドというアプリが人気を博しております、月間6000万人を超えるユーザーが見るわけであります。北海道ぎょれんもクックパッドが提供しているMYキッチン for ビジネスというサービスを利用して、メーカーのこだわりレシピのサイトで北海道産水産物を使った料理のレシピ紹介を行っております。

そこで、ブルーシーフードパートナーと開発した料理のレシピをクックパッドが提供しているメーカーのこだわりレシピで紹介するとともに、三重のお魚ファンを募ってクックパッドへの投稿を呼びかけるなど、ここはみえぎょれんとともにネットを活用した三重のブルーシーフードのPRを積極的にしてはどうかと思っておりますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 新しいメニューの開発、あるいはウェブを使っ
てのPRということを御提案いただいたんですが、まさしくそのとおりだ
と思っております、セイラーズフォーザシーの日本支局と連携しながら、今
御紹介がありましたフードイノベーション・ネットワークの皆さん等々とい
ろいろ連携しまして、やはりそういった価値観というのがありますので、そ
の価値観を前面に出しながら、今は三重県で生産される、ブルーシーフード
ガイドに載っているのがブリ、ゴマサバ、スルメイカ、マガキ、ノリなどが
ありますので、そういったものを積極的に使った料理開発などをしっかりし
て、メニュー開発をしてPRしていきたいと。

また、そういったものについては、ウェブサイト、北海道なんか、私も見
せてもらって、非常にアクセスもしやすいしおもしろいと思っております、
そういう中でしっかりウェブサイトを使って、ウェブサイトにおいてブルー
シーフードガイドに掲載されているような魚をしっかりPRしていくという
ようなところをやりたいと思っております。

ただ、こういったものについては、漁連等関係団体の皆さん、あるいは漁業者の皆さんともしっかり連携をさせていただきながら取り組んでいき、三重の食のブランド力の向上、そして魅力発信ということにしっかり取り組んでいきたいと思っています。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） ぜひ関係者の皆様方と協議をしていただきながら、一丸となって進めていただきたいというふうに思います。

それでは、3項目めの質問のほうへ移らせていただきます。不登校の子どもたちへの支援をということで、教育長にいろいろとお聞かせいただきたいというふうに思います。

フリースクールなど学校以外の場で学ぶ不登校の子どもへの支援を目的とした教育機会確保法案が、11月22日の衆議院本会議で、自民党、公明党、民進党、日本維新の会の賛成により可決され、今国会で成立する見通しが強まっております。

文部科学省によりますと、年間の欠席日数が30日以上の不登校とされる小・中学生は昨年度に12万6000人余に上り、ここ10年間高どまりをしている状況であります。

その教育機会確保法案について、ガイドラインを御紹介したいと思います。（パネルを示す）

この法案は、全ての子どもが安心して教育を受けられるよう学校の環境を確保すること、不登校の子が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携のもとに行われるようにすることなどの基本理念が明記されております。

その上で、国と地方公共団体は、学校以外での多様で適切な学習活動や休養の必要性を前提に、子どもや保護者に情報提供などのための措置を講じること、また、不登校の子の教育機会確保のための施策を国、地方公共団体の

責務とし、必要な財政上の措置を講じるよう努めるとしたところであります。

また、このパネルには書いてございませんが、不登校の子に配慮した教育課程の不登校特例校や、学校復帰の指導をする地方公共団体の教育支援センターの整備に努めることも掲げております。さらに、義務教育を受けられなかった人向けに、夜間中学などで就学の機会を提供することも盛り込んだ法案となっております。

この法案をめぐるっては、不登校の関係者の間でも賛否の意見が出ておりません。

賛成意見としましては、学校以外のフリースクールをはじめ、多様な学びのあり方が大事な仕組みであることを認めている、これは非常にいいことだと、また、学校に行けないことによる自責の念、自己否定感から解放され、安心して学校を休むことができ、自分に合った方法で学び育つことができる社会の実現に一步でも近づけるというふうな意見であります。

また、逆に反対意見としましては、まずは学校教育の充実を図ることが先決である、フリースクールなどは自主的なもの、最後の手段として例外的に考えるのは必要だが、公教育は学校が基本にある、不登校の児童や生徒を特別な状況にあると認定し、その児童らの情報を管理するため教育の分離や差別などを助長し、不登校の子どもたちを追い詰めるといった意見もあるところであります。

現在、参議院で審議されているこの法案でございますけれども、現段階でお聞きするのは非常に心苦しいございますが、県教育委員会のこの法案に対する見解をお教えいただきたいというふうに思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 不登校の子どもたちへの支援について御答弁申し上げます。

議員から紹介もございましたが、平成27年度の国の調査におきまして、小・中学校における不登校児童・生徒が全国で12万人を超えると。本県の公立小・中学校におきましても、平成27年度の不登校児童・生徒は1921人で、

26年度と比較して18人増となっており、不登校児童・生徒が社会的に自立することができるよう、取組の一層の推進が必要であると考えています。

本法案の基本理念には、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援や、不登校児童・生徒が安心して教育を十分に受けられる環境整備などがうたわれており、私も同じ思いを持つところでございます。

県教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒に対する支援の目標は、児童・生徒が集団生活における社会性を身につけ自立できるようにするため、学校をはじめ、多様な学びの場や機会を提供することが大切だと考えています。

一方、社会や経済の変化に伴いまして、子どもたちを取り巻く家庭、あるいは地域社会のあり方も大きく変容しており、不登校の要因、背景につきましてはますます多様化、複雑化しております。このようなことから、児童・生徒に寄り添うとともに、一人ひとりの多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援が重要であると考えております。

このような観点から、県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの積極的な活用によりまして、児童・生徒の状況に応じた心理的、福祉的な支援を行っています。

また、学校に通学することが困難な児童・生徒が学校になれ親しむことができるよう、市町教育委員会が設けました20カ所の教育支援センター、適応指導教室とも呼びますが、に教職員を配置しており、平成25年度には、保健室登校を含め、登校できるようになった割合が約7割となっております。

さらに、民間施設等へ通う児童・生徒への対応といたしまして、フリースクール等民間施設と連携している市教育委員会とともに支援を行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては法案審議の動向を注視するとともに、今後とも不登校の子どもたちが安心して学ぶことができるよう、関係機関と連携を図ってまいります。

以上でございます。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 私もかつては、不登校、学校に行かないこと自体が、それはおかしいんじゃないか、やっぱり我慢して学校へ行かせるべきではないか、学校へ行くべきではないか、そんなことを思っていた時期もありました。

ただ、やはり不登校のお子さんとかその保護者の方等との情報共有をしていく中において、先ほど教育長もおっしゃいましたが、時代背景がやっぱり変わってきている、そして、その原因も多種多様であって、保護者自身も、なぜうちの子が学校に行きたがらないのかが、聞いても聞いてもわからない、学校もちろんわからないんだけど、教育の機会が奪われてしまう。

そのことによる基礎学力の低下、今後、まず、社会へ出られるのか、社会へ出たときに自立して生活できるのか、そういう不安を、保護者自身ももちろんですし、学校へ行けない、行くことができない子どもたち自身も感じながらの生活をしているということを非常に強く感じる事が、理解することができまして、そういった中で、学校以外の教育の機会というものがやはり必要ではないかな、そんなときにフリースクール三重シュールという団体の活動を深く知ることができる機会をいただきまして、フリースクール三重シュールの石山代表とも様々な意見交換をさせていただく中で、今回この質問をさせていただこうかなと思ったところでございます。

この後の質問にも続くわけでございますけれども、やっぱり学校の先生方も一生懸命になって、学校に来ない、不登校になった子どもたちを学校へ戻そう、学校へ来てもらうきっかけをつくろうということで、家庭訪問をされたり、保護者との協議を重ねたり、一生懸命やる先生ほど熱心にされる。それを熱心にしていただければしてもらうほど、逆に子どもが行きにくくなるという、そういうジレンマもケースとしてやっぱりあるんですね。

それから、保護者においては、子どもを学校に行かすことができないという自責の念で、ついつい先生からの言葉をきつく感じてしまい、負担に感じてしまって鬱状態になるような、そういった保護者の方もみえる。

こういった、先生方が一生懸命になればなるほど逆に追い込んでいるとい

う状況も考えると、今回の法案によって、区別することで追い込むということよりも、私はやっぱり多様な学習の機会を与えるこの法案の意義というのは非常にあるということを感じておるところであります。

そういった中で、2項目めの質問になるんですが、フリースクールなど民間の団体との連携強化についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほどからフリースクール、フリースクールと申し上げておりますが、フリースクールというのは、何らかの理由から学校に行くことができない、行かない、行きたくても行けないという子どもたちが、小学校、中学校、高校のかわりに過ごす場所であります。不登校やひきこもりをはじめ、軽度の発達障がい、身体障がい、知的障がいなどの事情を抱える子どもたちを受け入れ、学びの場を提供しております。

平成27年3月に文部科学省が行った、フリースクールなど、不登校児童・生徒の受け皿となっている民間の団体等に関する初めての全国調査がございまして、その結果を見ますと、フリースクール等で法人格を有する団体は7割弱、うちNPO法人が5割、在籍する子どもの数は平均13.2人、常勤のスタッフは平均2.8人、非常に小規模であります。

活動内容としては、9割が個別の学習、相談、カウンセリング、7割が社会体験、自然体験、調理体験、芸術活動、スポーツ体験も実施しています。当然、これは重複もあるわけです。個別の学習プラス社会体験とか、調理体験とか、また、三重県もやっていただいている芸術活動ということもあります。また、5割以上の団体、施設が家庭訪問を実施していただいております。

月額の手費、授業料の平均額は約3万3000円であります。これは非常に負担としては大きい額であろうかと思っております。約6割の団体が民間の施設を借用しております。公共施設を利用しているのは約1割となっております。

ここで、文部科学省が設置しておりますフリースクール等に関する検討会議の議論を御紹介したいというふうに思います。

この検討会議では、長期に不登校になっている児童・生徒の学校以外の場での学習等に対する支援を行い、その社会的自立を目指すことが必要という、

まさに今、教育長もおっしゃっていただいた同じ基本認識のもと、今後の方向として、教育委員会や学校と民間の団体等が連携した支援の充実を図ること、二つ目に、家庭への訪問等による支援の充実を図ること、三つ目に、支援のための体制整備を図ること、これらに取り組んでいくべきだというふうにしておるところであります。

不登校の解決の目標は学校へ戻すことではないとし、児童・生徒が将来的に、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立を支援し、実現すること、これが不登校解決の目標としておるところであります。こういうのは非常に共感するところであります。

こうした不登校児童・生徒への支援の課題として検討会議では、民間の団体等が地域の教育資源として十分認識されていない場合があって、教育委員会、学校が民間の団体等との連携を深める必要があるんじゃないか、そのためには、実際に関係者が顔を合わせ、信頼関係を構築する努力が求められるというふうな課題を挙げていただいております。

神奈川県は非常に先進的な取組もしていただいております、学校・フリースクール等連携協議会というのを設置しております、全県的に。そして、また、県内を9地区に分けて、地区協議会も設置していただいております。民間の団体等を、教員の派遣、体験研修の派遣先の一つとしてもいただいております。また、年2回、不登校児童・生徒とその保護者向けの不登校相談会を開催しております、その不登校相談会には民間の団体等のスタッフも参加し、その団体の情報を提供していただいております。

横浜市の教育支援センターの職員におきましては、民間の団体等のスタッフと相互訪問し、まさに顔の見える関係をつくり、さらに、双方の児童・生徒が文化行事とか合宿行事を通じて交流をしたり、そういった取組もしていただいております。

そこで、不登校児童・生徒の社会的自立を図るため、フリースクールなど民間の団体等との連携を深める、こういった先進的な神奈川県の取組の一部でも本県に導入することができないか、お伺いしたいというふうに思います。

○教育長（山口千代己） 県教育委員会では平成16年度から、フリースクールなど民間施設と連携している市教育委員会に対して補助事業を行っており、子どもたちの体験活動などを支援しているところでございます。

特に本事業では、市の教育支援センターとフリースクールにそれぞれ通う児童・生徒が継続した体験活動を通して交流を深めることによって、かかわりの場を広げて自信を得ることにつながっているということを市教育委員会から聞いておるところでございます。

また、不登校の子どもたちへの途切れのない成長支援を目指しまして、フリースクールなど民間施設や不登校にかかわる各関係機関などが、当事者と支援者との思いの循環を目的に設立いたしましたみえ不登校支援ネットワークに県教育委員会も参画し、私もこれまでに参加したことがございますけれども、情報交換や不登校フォーラムなどを通して連携を図っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、校長が出席扱いとする児童・生徒が通うフリースクールに対しましては、子どもたちの体験活動を継続して支援を行っていきたくと考えているところでございます。

議員から御指摘のありました先進的な主な取組のうち、フリースクール等民間施設との協議会の設置につきましては、県内のフリースクールなどの活動状況も把握しつつ、今後検討してまいりたいと思います。

また、当該協議会が主催しております不登校児童・生徒と保護者を対象とした相談に係る取組につきましては、みえ不登校支援ネットワーク、先ほど申し上げましたが、そこにおいて取り組んでいただいておりますので、そのあたりで県教育委員会もかかわっていければと思っておるところでございます。

引き続き、フリースクール等民間施設を含む不登校支援ネットワークに係る関係機関との連携を密にいたしまして、県内全ての子どもたちが自分のスタイルで、将来、社会で自立できるように取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 一部フリースクール等との連携も進めていただいているところがございますけれども、1点、来年度予算に絡むことで再質問させていただきますが、先ほどおっしゃっていただいた市町の教育支援センターとフリースクール等の中で、芸術活動だとか、そういう活動をしていただくための経費の県単補助を出していただいているかと思うんですが、今、総務部からの非常なプレッシャーで県単補助金の見直しということも大分やられていると思うんですが、来年度に向けてその補助金をどのように要求していこうとお考えなのか、要求段階の説明はこの後の予算決算常任委員会であるということは重々わかっているんですが、それに向けての教育長の決意だけでも結構でございますのでお教えいただきたいと思います。お願いします。

○教育長（山口千代己） これまで実施してきたフリースクールへの支援ということにつきましては、事業見直しということで一定迫られておるわけでございますが、新年度予算に向けては、こうやって法案が可決されるような中で、教育委員会の内部予算を使ってでも、形を変えてでもフリースクールに何らかの形で支援ができないかと考えているところでございます。

以上です。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 非常に心強い発言をいただきました。ぜひ知事部局の皆様には教育長の気持ちをしっかりと受けとめていただいて予算調製に当たっていただきたい、予算査定に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、保護者への情報提供についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

文部科学省の調査では、民間の団体等に関する情報を提供している教育委員会は全国で、県、市町村、全部入れて約1割、保護者を対象に不登校に関する説明会や相談会を開催、または不登校の親の会の開催や開催への支援を行っている教育委員会は約2割以下という結果が出ております。

本県におきましても若干課題の事例がございまして、三重県遊技業協同組合が、フリースクール三重シューレ入学者対象の、これは給付型、渡し切り型、金のハートの奨学金というのを今年9月27日に創設していただき、記者発表いただきました。

フリースクール三重シューレへの入会を希望しながら経済的に困難な御家庭を対象に、入学金と1年目の会費の全額、2年目は会費の半額を給付する、お渡しする制度であります。これを県内550の小・中学校へ案内したものの反応がゼロ、また、校長会での説明の機会も得られなかったというふうなことを聞いております。一番ニーズのある家庭に情報が届いていないおそれがあるというふうなことでございます。

全国的にも民間の団体等に関する情報を保護者へ十分提供できていないとされている中、不登校児童・生徒を対象に活動する民間の団体等の情報を、県教育委員会としてより積極的に提供することが必要ではないかと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○教育長（山口千代己） 先ほど議員からも御指摘がございましたが、フリースクールなどに通っている子どもたちの会費、授業料の平均月額が約3万3000円ということでございます。そんな中で、減免制度がないという割合は54.8%と聞いております。

こんな中で、民間企業団体の支援によりましてフリースクールへの給付型の奨学金制度が創設されて、子どもたちが安心して学べる環境が整備されたと聞いておるところでございます。県教育委員会といたしましては、先ほど校長会での説明もさせてもらえなかったという点については非常に残念なことだなと私自身は思うところでございますが、今回の件につきましても、学校が保護者に直接紹介することは非常に、保護者の側から見たら信頼関係がない中で大丈夫かなという点も危惧されるところでございますので、県教育委員会では、不登校に係る保護者などからの教育相談があった場合には、県教育委員会が積極的に紹介をしてまいりたいと思っておるところでございます。

また、今後の対応といたしましては、来年2月に開催予定の市町教育委員会の生徒指導担当者を対象とした会議とか、あるいは隔月に実施しております地区別高等学校生徒指導連絡協議会において、今回のフリースクールなどの民間施設に関する情報を提供し、周知を図ってまいりたいなと思っております。

以上でございます。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） 先ほど、一生懸命な先生ほど、安易にフリースクールのことを紹介するというのが自分の職場放棄であったりとか、要は見放しているんじゃないかというふうな、非常に責任感があるがゆえに、なかなか、フリースクールの情報というものを御紹介する前に何とかしたいというところもある。それもよくわかるところではあるんですが、何かもう少し、今回は奨学金の話を中心にさせていただきましたが、フリースクールの存在だとか、フリースクールってどんなことをやっているんだとか、そういった情報がもう少し、保護者の方、また、子どもたちにも届きやすい環境というのをぜひつくっていただきたいなと思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいというふうに思います。

不登校に関する事で、最後にいじめと不登校に関する事についてお伺いしたいと思います。

横浜市で原発避難児童へのいじめによる不登校問題というのが発覚したのはもう皆様御承知のとおりでありまして、その保護者の方、それと児童の方は、2年間にわたり訴えているものの、学校や市教育委員会になかなか聞き入れてもらえなかったというふうなことでございます。

こちらのパネルをごらんいただきたいんですが、（パネルを示す）ここ10年間のいじめの認知件数、パネルですと青の点線、これ、座標は左でございます。あと、それから、赤の実線が不登校児童・生徒数、これも左の座標なんですけど、緑の二重線なんですけど、これ、緑の二重線が、いじめをきっかけ、あるいはいじめが要因の不登校児童・生徒数の推移をグラフにしたもの

です。緑の、いじめをきっかけ、あるいはいじめが要因の不登校児童・生徒数の目盛りは右側になります。

これ、ごらんいただくとわかりますように、いじめ認知件数、青の線、これは増加し、不登校児童・生徒数というのは赤の線ですけれども、高どまりをしております。

こうした中、平成26年までのいじめをきっかけとする不登校数は減少し、27年からはいじめを原因とする不登校数というふうにならざるを得ない状況が変ったそうなんです、これはかなり少ない結果となっております。

これは事実とするならば喜ばしいことでもあるわけですが、ただ、ちょっと危惧するところがございます、いじめ防止対策推進法に基づく三重県いじめ防止基本方針で、いじめを原因とする不登校というのは重大事態として調査する必要があるというふうな案件になります。

非常にうがった見方ではありますが、いじめを原因とする不登校でありながら重大事態として見逃されていることはないか、そのことについてお伺いをしたいというふうに思いますし、高等学校を含めまして、各学校や市町教育委員会の調査結果を確認、検証する仕組みというのは機能しているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○教育長（山口千代己） いじめを原因とする不登校について御答弁申し上げます。

いじめ防止対策推進法の施行以来、いじめを要因とする不登校は、全国的な傾向と同様、本県も大幅に減少しているところは議員指摘のとおりでございます。

これは、法の施行に伴い、県や市町、学校のいじめ防止基本方針が策定されまして、各学校が校内の組織を活用した情報共有によりいじめを早期に発見し、不登校になる前に適切な対応に努めた結果ではないかと考えております。

県教育委員会では、いじめの報告を受けた子どもの欠席状況やいじめの状況を確認するとともに、一方で、不登校の報告からもその要因について市町

教育委員会や学校に確認するなど、いじめと不登校の双方から確認の二重チェックを行っているところでございます。

今後でございますけれども、学校が不登校の要因を判断するに当たっては、子ども本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラーなどの専門家を交えたアセスメントを行うようにこれまでも周知してきたところでございます。県教育委員会といたしましては、学校の判断が恣意的になったり見逃したりすることのないよう、外部の判断も必ず仰ぐなど丁寧な確認を一層働きかけるとともに、引き続き、双方向からの確認、検証を行ってまいります。

以上でございます。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） ありがとうございます。しっかりと外部の目も含めた丁寧な調査をぜひしていただきたいなと思います。

私になぜこのようなことを危惧を持って質問させていただいたかということ、本年10月15日付の不登校新聞というのにこういう見出しがありました。「不登校の理由は『先生』学校と子どもの認識に16倍の開き」という記事があります。不登校の理由に教職員との関係を挙げた教職員の回答が1.6%に対して、不登校の子どもたちの回答は26.2%と、回答差が16倍もあったという。

こういうふうには、先生が思っていることと、本当の不登校になっていじめられているとか、そういう子たちの思いというのはなかなか、もしかすると違うかもしれないので、おっしゃっていただいたように丁寧な調査、しっかりと子どもたちの立場に立った調査というのをぜひともお願いしたいというふうに思います。

不登校であっても本当に豊かな人生を送れるよう、社会的自立を支援し実現するために、社会全体で取り組んでいくよう私どもも努力していきたいと思っておりますので、引き続き県教育委員会の取組に大いなる期待をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

4項目めに行かせていただきます。認知症の対応のことについてお伺ひします。

認知症患者は、約10年後の2025年には現在の1.5倍になり、全国で700万人、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されておりまして、本県においても10万人に上るのではないかと見込まれております。

認知症の種類というのは複数ありまして、物忘れが主たる病状のアルツハイマー型というのが6割、情緒不安定が主たる病状のレビー小体型が1割、意欲低下が主たる病状の血管性認知症が2割と言われておりまして、それぞれ治療法が違うそうでございます。

高血圧や肥満、糖尿など生活習慣病から認知症になるケースが多く、この生活習慣病を改めることで認知症リスクを3割軽減できるとも言われています。

認知症にならないための教育と教養が大事だという話もあるんですが、その認知症にならないための教育というのは、今日、行くところがある、教養というのは、今日、用がある、そういうのが大事やというふうな話もあります。認知症対策というのはやっぱり、本人はもちろんですが、家族にとっても、さらに地域にとっても今後大きな課題になると思われまます。

こうした中、ポスト伊勢志摩サミット関連事業として、本年10月14日から15日の2日間、四日市市で認知症サミット in Mie が開催されました。その成果としてパール宣言というのが取りまとめられました。簡単に御説明したいというふうに思います。（パネルを示す）

このパール宣言は五つの柱で成り立っておりまして、認知症の国際連携、認知症の人への地域支援、認知症の医療・産業連携、認知症の医療システム、認知症の介護システム、それぞれに様々な今後の取組についての方向性についてやっていこうよというふうなことをパール宣言として取りまとめたところであります。

こうしたパール宣言のうち、県として早期に着手可能と思われることについて3点伺いたいと思います。

声かけや安否確認、認知症による徘徊の防止を図ることなどを目的に、JA、セブンイレブンと三重県の高齢者地域見守り活動に関する協定書を既

に締結していただいておりますけれども、さらに、スーパーや宅配業者、金融機関など、道に迷った人を発見する機会の多い企業と行政が見守り協定を締結し、発見した際の対応方法を共有する仕組み、これをさらに拡充できないか、お伺いしたいというふうに思います。

2点目は、認知症の医療・産業連携の宣言を受けまして、第4期実施計画が進行中のみえメディカルバレー構想において強化する取組はないでしょうか。

3点目は、かかりつけ医や認知症サポート医に加え、総合病院の看護師や勤務医への認知症教育、認知症サポートチームの必要性が増えてきております。その中核となる認知症専門ナースなど、認知症ケア専門職の育成への取組についてお伺いしたいというふうに思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） パール宣言を受けての認知症への対応について3点御質問をいただきました。

10月に開催されました認知症サミット in M i e では、五つのテーマに分かれてのワークショップ等で今後の認知症施策のあり方について多方面から議論されまして、先ほど紹介がありましたような総合的な提言がなされたということでございます。

県ではこれを受けまして、この成果を県民生活や地方創生につなげていくということで、認知症施策につきましては、これまで進めてまいりました医療、介護の取組、それから、認知症の方や家族への支援に産業連携の取組も加えまして、一層の充実を図っていきたいと思っております。

そのうち、1点目の民間企業とか団体との連携でございます。

今御紹介がございましたようなことですけれども、認知症につきましては、医療、介護だけでなく、地域での見守りを含めた生活支援が一体的に提供される体制づくりが不可欠だというふうに思っております。

県ではこれまで、市町において、住民や警察、自治会など幅広い皆さんが参加する見守りネットワークを整備することが重要と考えまして、ネット

ワークづくりの研修を実施するなど市町の取組を支援するとともに、行方不明の場合に県内全域や全国で捜索が行えるよう、三重県徘徊高齢者等SOSネットワーク連絡調整事務要領、これを平成26年12月に策定し、県全体の必要な連絡体制の整備をしてきたということでございます。

そういった中で、今御紹介いただきましたようなセブシーイレブン・ジャパンとか、あるいは三重県農業協同組合中央会と、民間や企業との連携については協定を結ばさせていただいたというところでございます。

今後はこのパール宣言も踏まえまして、認知症の方と接する機会の多い民間事業者、あるいは生活関連企業などと積極的に協力関係の構築を図りまして、各市町の体制整備を一層支援し、市町における取組も参考といたしまして、県内全域における認知症の方の見守り体制、これはSOSネットワークというのがベースになると思いますけれども、そういったものを構築していきたいというふうに思っております。

それから、2点目、産業連携でございます。

県ではこれまで、医療、健康、あるいは福祉分野の産業振興を図るため、平成14年度にみえメディカルバレー構想を策定いたしまして、本年度から第4期実施計画に基づいた取組を進めているということでございます。

さらに、平成24年度にはみえライフイノベーション総合特区の指定を受けまして、研究開発支援拠点として県内7カ所に設置されましたみえライフイノベーション推進センター、これを中心に、様々な製品、サービスの開発の取組が展開されてきているということでございます。

県の認知症施策につきましては、先ほど申し上げましたけれども、早期発見、早期対応に向けた医療、介護の連携強化、これが一つ目の柱ですね。それから、認知症の人と家族を支える地域づくり、この2本柱で取り組んできたところでございますけれども、パール宣言を受けまして、これまでの取組も踏まえまして、今後は、医療、介護と産業連携による製品、サービスの創出という新しい取組を加えた3本柱、これで取組の充実を図っていきたいというふうに思っております。

具体的には、これまでのみえメディカルバレー構想の取組によって構築してまいりました医療、福祉現場とものづくり企業とのマッチングによる製品開発の取組、それに、認知症の方やその家族のニーズや意見を反映する仕組み、これを加えるというか、つくるということを検討しております。

このことによりまして、介護する側だけでなく、認知症の方やその家族が暮らしやすい環境、生活に役立つ製品、サービスの開発、これを促しまして、県内から認知症予防や生活支援に貢献する製品、サービスが創出されるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、最後、専門職の育成のことでございます。

御紹介いただきましたように、かかりつけ医等につきましてはこれまでも検証を進めておるところでございます。その中でも今年度からは、高齢者と接する機会の多い歯科医師、あるいは薬剤師、それぞれを対象といたしまして、新たな認知症対応力向上研修、これも始めたところでございます。

さらに、病院などで受診されている高齢者や入院中の高齢者への対応ということでございますけれども、病院勤務の看護師をはじめとする医療従事者を対象に、認知症対応力向上研修、これをこれまでもやってきたわけでございますけれども、この中でも今年度からは、病院内での認知症サポート体制を強化するため、特に指導的立場にある看護職員を対象とした認知症対応力向上研修、これも開始したところでございます。

加えて、高齢者の方につきましては入院を機に認知症を発症する場合がありますこと、あるいは入院中の誤ったケアによりまして症状を悪化させる場合があります。こうしたことを防止するためには、とりわけ医療機関において患者に接する時間が長い看護師の適切なケアが不可欠ということでございます。

このため、認知症患者のケアについて高い専門性と、特に実践能力、これを備えて、他の看護師に対して指導的役割を果たすことができる看護人材の育成を図るということを目的に、来年度ですけれども、三重県立看護大学におきまして、認定看護師教育課程の認知症看護分野、これを開講する予定となっております。

以上でございます。

[32番 中嶋年規議員登壇]

○32番（中嶋年規） 三重県立看護大学で来年度からそういう専門課程をつくっていただけるということで、非常に心強く思うところであります。

三重県は、これまでも認知症対策について先進的に取組を進めていただいております。ぜひとももうトップランナーに近いところへ来ているので、まさにこれ、ポストサミット事業としての位置づけも私はあってしかるべきだと思っておりますので、しっかりと取組を進めていただきたい、期待をしたいというふうに思います。

最後の三重テラスのことについてお伺いしたいというふうに思います。

10月31日に予算決算常任委員会の決算総括質疑がございまして、三谷議員が非常に厳しく、三重テラスはなくしたほうがいいんじゃないかと言いたいぐらいの思いで大分おっしゃっていましたが、その三重テラスのことについて、時間がないので簡単に、今の経営状況を私のほうから御説明させていただきます。（パネルを示す）

細かい図ですので、上の折れ線グラフが大体入り込み客数ですね。縦の棒グラフが売り上げでございまして、でこぼこはしているんですが、全体としては右肩上がりだというふうなことが読んでいただけるかと思えます。

また、黄色でくくってあるところなんですけど、客単価なんですけれども、平成25年度が1661円、平成26年度が1481円、平成27年度が1782円、平成28年度、10月までが1678円となっています。これ、平成23年と古いデータとの比較になるんですが、ある地方自治体の調査によりますと、他県等のアンテナショップの客単価というのは1303円ということで、売り上げアップが設置目的のものではないにせよ、パフォーマンスとしては評価できるのかなと思います。

一方で、1人当たりの購入点数は平均3品未満ということでございます。これは、購入物品を持ち歩くことを避けたい消費者心理が働いていることも考えられます。

そこで、アクアプランネットの方との意見交換でもあったんですが、これは要望でとどめさせていただきますけれども、やっぱり買った商品を持ち帰るんじゃないくて、買った商品を宅配するシステムというものをぜひ入れていただきたいなと思うところであります。これは要望です。

予算決算常任委員会の決算総括質疑においても指摘されたとおり、これまで6億3400万円余、年1億5000万円前後のコストをかけております。そのほとんどが県費であります。平成30年度以降の三重テラスの継続、廃止を含めた取組方向につきましては、三重テラスの現場職員はもちろん、アドバイザーボードや有識者等へ意見を聞きながら検証、検討しているということでございますけれども、ここでお伺いしますが、今後の三重テラスのあり方を検討するに当たりまして、県内市町、商工団体、出店企業など利用者サイドの意見も聴取し、その意見も踏まえた検討も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） あり方を検討するに当たっては利用者サイドの意見も聞いたかどうかという御提案でございます。

三重テラスを、首都圏における販路拡大や観光誘客といった営業活動を展開していく拠点として機能させていくため、三重テラスの設置以来、重要なパートナーである市町、商工団体、県内事業者の皆様から様々な場面で御意見を伺ってきたところであり、今後の方向性等につきましても丁寧に御意見をお聞きすることは重要なことと考えております。

来年1月には、市町、商工団体、観光協会など、関係者にお集まりいただく地域別懇談会の開催を予定しておりますので、次年度の運営とあわせ、平成30年度からの方向性についても意見交換をしていきたいと考えております。

また、商品を出品いただいている事業者からも、例えば三重テラスに出品したことによる効果はどうだったのかとか、商品のレイアウト関係で改善することはあるのかなど、成果や課題についてきめ細かく伺いながら、三重テ

ラスの今後の方向性を見定めていきたいと考えております。

〔32番 中嶋年規議員登壇〕

○32番（中嶋年規） これから、2020年は東京オリンピック・パラリンピック、それから三重とこわか国体、そして、また、次の第63回式年遷宮に向けて、私は予感、体感、実感のできる首都圏営業拠点三重テラスのさらなる活用を期待するところであります。

これで私の質問を終わらせていただきますが、議場におみえの皆さんをはじめ県民の皆様にはよい新年をお迎えいただけますよう心から御祈念申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（日沖正信） ここで、着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時3分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、諮問第1号を議題といたします。

本件に関し、総務地域連携常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。大久保孝栄総務地域連携常任委員長。

〔大久保孝栄総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（大久保孝栄） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました諮問第1号諮問について

につきましては、去る11月25日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、異議申し立てを棄却すべきである旨、答申すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

諮問第1号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、異議申し立てを棄却すべきである旨、答申すべきであります。本件を委員長の報告どおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件は委員長の報告どおり答申することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明6日から20日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明6日から20日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月21日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時5分散会